

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2019年4月1日
(第73期) 至 2020年3月31日

滋賀県彦根市宮田町591番地1

フジテック株式会社

E 0 1 6 2 2

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、2020年6月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

フジテック株式会社

目 次

頁

第73期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【事業等のリスク】	10
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	12
4 【経営上の重要な契約等】	20
5 【研究開発活動】	20
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【自己株式の取得等の状況】	31
3 【配当政策】	32
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
第5 【経理の状況】	64
1 【連結財務諸表等】	65
2 【財務諸表等】	102
第6 【提出会社の株式事務の概要】	114
第7 【提出会社の参考情報】	115
1 【提出会社の親会社等の情報】	115
2 【その他の参考情報】	115
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	116

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月24日

【事業年度】 第73期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 フジテック株式会社

【英訳名】 FUJITEC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内山 高一

【本店の所在の場所】 滋賀県彦根市宮田町591番地1

【電話番号】 0749(30)7111(代表)
(上記は本社の所在地であり、実際の経理業務は下記で行っております。)
(ビッグフィット)
大阪府茨木市庄一丁目28番10号 072(622)8151

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員財務本部長 加藤 義一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金一丁目17番3号

【電話番号】 03(4330)8200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 藤野 研太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
フジテック株式会社 東京本社
(東京都港区白金一丁目17番3号)
フジテック株式会社 ビッグフィット
(大阪府茨木市庄一丁目28番10号)

(注) 当社ビッグフィットは、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	177,128	167,442	168,795	170,759	181,232
経常利益 (百万円)	15,162	13,110	11,911	11,922	14,682
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,807	8,564	8,857	9,220	9,916
包括利益 (百万円)	6,533	6,530	10,907	5,557	8,790
純資産額 (百万円)	100,406	103,847	111,822	113,923	118,714
総資産額 (百万円)	171,872	173,007	182,503	184,690	193,581
1株当たり純資産額 (円)	1,102.66	1,148.36	1,243.46	1,271.28	1,318.59
1株当たり 当期純利益金額 (円)	109.36	106.35	109.82	114.14	122.46
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	109.28	106.26	109.73	114.07	122.40
自己資本比率 (%)	51.6	53.5	55.0	55.7	55.2
自己資本利益率 (%)	9.7	9.4	9.2	9.1	9.5
株価収益率 (倍)	10.48	11.49	12.75	10.73	11.36
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,932	14,360	11,870	9,589	11,078
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,319	△6,957	△5,345	△2,160	△4,341
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△11,532	△6,757	△3,858	△4,198	△3,800
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	21,833	20,910	24,043	25,902	28,181
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	9,486 〔181〕	9,832 〔200〕	9,931 〔223〕	10,105 〔225〕	10,292 〔223〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含めていません。

2 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株会支援信託E SOPとして保有する当社株式を含めています。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第72期の期首から適用しており、第71期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	65,001	65,572	67,646	72,485	74,751
経常利益	(百万円)	8,707	6,927	8,287	8,035	7,839
当期純利益	(百万円)	6,959	5,437	6,705	6,943	6,101
資本金	(百万円)	12,533	12,533	12,533	12,533	12,533
発行済株式総数	(千株)	93,767	93,767	93,767	90,067	90,067
純資産額	(百万円)	48,350	52,021	57,149	59,978	61,655
総資産額	(百万円)	76,778	80,311	81,466	85,477	87,110
1株当たり純資産額	(円)	600.18	644.63	707.29	741.17	759.91
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額)	(円)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	35.00 (15.00)	45.00 (20.00)	50.00 (20.00)
1株当たり 当期純利益金額	(円)	86.42	67.52	83.14	85.95	75.35
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	86.35	67.46	83.07	85.90	75.31
自己資本比率	(%)	62.9	64.7	70.1	70.1	70.7
自己資本利益率	(%)	13.9	10.8	12.3	11.9	10.0
株価収益率	(倍)	13.26	18.10	16.84	14.25	18.46
配当性向	(%)	34.7	44.4	42.1	52.4	66.4
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(人)	2,824 〔134〕	2,875 〔121〕	2,919 〔121〕	2,982 〔112〕	3,040 〔105〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	100.2 (89.2)	109.2 (102.3)	127.3 (118.5)	116.3 (112.5)	134.7 (101.8)
最高株価	(円)	1,610	1,413	1,845	1,631	1,866
最低株価	(円)	947	832	1,195	1,024	1,177

(注) 1 売上高には、消費税等は含めていません。

2 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式を含めています。

3 第71期の1株当たり配当額には、創業70周年記念配当5円を含んでいます。

4 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第72期の期首から適用しており、第71期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

2 【沿革】

- 1948年2月 内山正太郎が大阪市西区に富士輸送機工業株式会社を設立創業、エレベータの製造、販売を開始。
- 1956年2月 東京都港区に東京支店を開設。
- 1963年5月 株式を公開、大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 1964年8月 香港にフジ エンジニアリング CO., (HK) LTD. (現 連結子会社 フジテック (HK) CO., LTD.) を設立。
- 1965年1月 大阪府茨木市に本社工場を新設、操業を開始。
- 1965年8月 本社を大阪府茨木市に移転、旧本社跡に大阪支店(現 当社アフターマーケット拠点“大阪フィット”)を開設。
- 1968年9月 韓国・仁川広域市に韓国フェルコ輸送機株式会社(現 連結子会社 フジテック コリア CO., LTD.)を設立。
- 1970年3月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
- 1972年8月 シンガポールにシンガポール フジ エレベータ CORPN. LTD. (現 連結子会社 フジテック シンガポール CORPN. LTD.) を設立。
- 1974年2月 社名をフジテック株式会社に改称。株式を東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定。
(2012年7月大阪証券取引所上場廃止)
- 1974年3月 ベネズエラ・カラカスにフジテック ベネズエラ C. A. を設立。
- 1975年9月 大阪府茨木市に高さ150mのエレベータ研究塔を新設。(2008年9月除却)
- 1977年3月 シンガポール預託証券(DRS)を発行し、シンガポール証券取引所に上場。(2004年10月上場廃止)
- 1977年7月 米国・オハイオ州にフジテック アメリカ INC. (現 連結子会社) を設立。
- 1979年5月 アルゼンチン・ブエノスアイレス市にフジテック アルゼンチーナ S. A. を設立。
- 1980年1月 台湾・台北市に富士達股份有限公司(現 連結子会社) を設立。
- 1981年3月 サウジアラビア・ジェッダ市にフジテック サウジアラビア CO., LTD. を設立。
- 1981年6月 欧州預託証券(EDR)を発行し、ルクセンブルク証券取引所に上場。(2005年12月上場廃止)
- 1982年6月 英国・ロンドン市にフジテック UK LTD. (現 連結子会社) を設立。
- 1985年12月 米領グアムにフジテック パシフィック INC. を設立。
- 1989年2月 兵庫県城崎郡(現 兵庫県豊岡市)にフジテック フロンティア株式会社(現 当社エスカレータ拠点)を分社、設立。(1999年10月吸収合併)
- 1989年2月 大阪府茨木市にフジテック 総合施設株式会社(1991年1月 フジテック エンジニアリング株式会社に社名変更)を分社、設立。(1999年10月吸収合併)
- 1990年3月 決算日を9月30日から3月31日に変更。
- 1992年8月 カナダ・オンタリオ州にフジテック カナダ INC. (現 連結子会社) を設立。
- 1995年12月 中国・河北省に華昇富士達電梯有限公司(現 連結子会社) を設立。
- 1998年9月 エジプト・ギザ市にフジテック エジプト CO., LTD. を設立。
- 2000年4月 滋賀県彦根市から米原町(現 米原市)の敷地に「滋賀製作所」を新設、操業を開始。
- 2002年1月 中国・上海市に上海華昇富士達扶梯有限公司(現 連結子会社) を設立。
- 2003年7月 創業者 内山正太郎 逝去。
- 2003年12月 中国・上海市に研究開発拠点として、上海富士達電梯研発有限公司を設立。
- 2004年5月 インド・ムンバイ市にFSPエレベータPRIVATE LTD. (現 連結子会社 フジテック インディア PRIVATE LTD.、カンチープラム所在) を設立。
- 2006年3月 滋賀県彦根市に本社・研究棟および第2工場(当社エレベータ拠点“ビッグウィング”)ならびに高さ170mの研究塔を新設。
- 2006年4月 本社・研究開発部門を大阪府茨木市から滋賀県彦根市に移転。
- 2006年11月 大阪府茨木市の旧大阪製作所を閉鎖し、跡地売却。
- 2006年12月 中国・上海市に機器部品の生産拠点として、富士達電梯配件(上海)有限公司(現 連結子会社) を設立。
- 2008年2月 東京都港区三田に東京支社を移転し、東京本社を開設。(現 東京都港区白金に移転)
- 2010年4月 兵庫県豊岡市のエスカレータ拠点を“ビッグステップ”として再構築。
- 2010年4月 大阪府茨木市の旧本社跡をアフターマーケット拠点“ビッグフィット”として再構築。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社および関係会社34社(うち、連結子会社18社)により構成され、エレベータ、エスカレータならびに動く歩道の専門メーカーとして製造、販売、据付、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

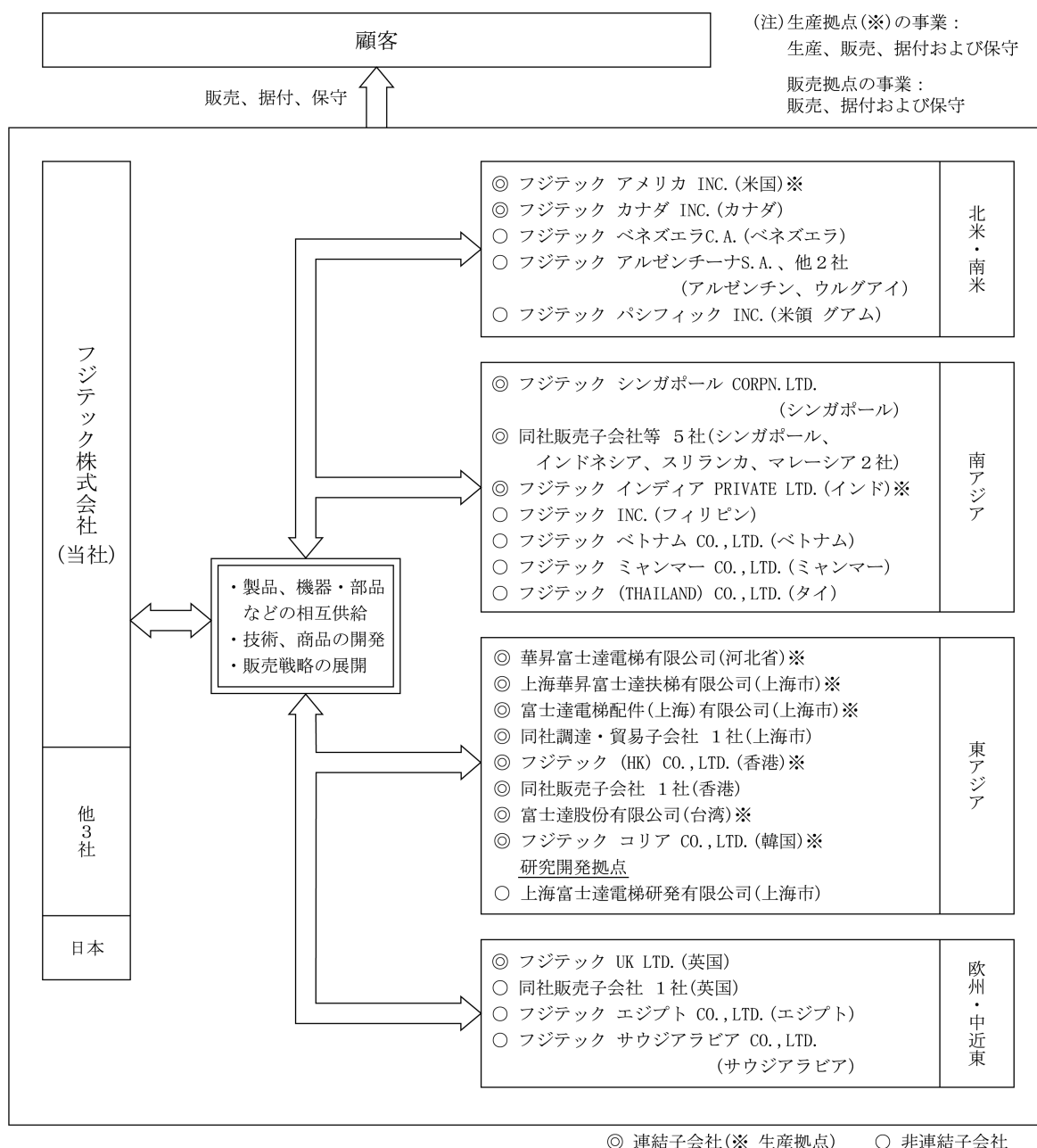
当社グループは世界24の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。

また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

日本国内では当社が2つの生産拠点を有し、また、グローバル市場ではグループ法人等が北米、東アジア、南アジアに8の生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ等を生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の販売拠点において、これら製品の販売、据付、保守、修理の事業活動を営んでいます。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「1. 報告セグメントの概要」をご参照ください。

当社グループの事業系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
フジテック アメリカ INC. ※1 ※2 ※3	米国 オハイオ州	US\$ 15,000,000	昇降機等の製造、 販売、据付、 保守、修理	100.00	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 4名 (うち当社従業員 1名) 当社による貸付、債務保証
フジテック カナダ INC. ※1 ※2	カナダ オンタリオ州	C\$ 18,000,000	昇降機等の販売、 据付、保守、修理	100.00	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 2名 当社による債務保証
フジテック UK LTD. ※1 ※2	英国 ロンドン市	Stg. £ 12,516,000	同上	100.00	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 2名 (うち当社従業員 1名)
フジテック シンガポール CORPN. LTD. ※2	シンガポール ベドック サウスア ベニュー	S\$ 5,290,000	同上	83.83	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 3名 (うち当社従業員 2名)
フジテック インディア PRIVATE LTD. ※1 ※2	インド カンチープラム	RS 2,630,200,000	昇降機等の製造、 販売、据付、 保守、修理	96.23 (19.57)	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 2名 (うち当社従業員 1名)
フジテック (HK) CO.,LTD. ※1 ※2	香港 コンノートロード	HK\$ 24,300,000	同上	100.00	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 1名 当社への貸付
富士達股份有限公司 ※2	台湾 台北市	NT\$ 210,000,000	同上	73.33	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 4名 (うち当社従業員 1名)
フジテック コリア CO.,LTD. ※1 ※2	韓国 仁川広域市	₩ 27,220,000,000	同上	100.00	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 3名 (うち当社従業員 1名) 当社による債務保証
華昇富士達電梯有限公司 ※1 ※2 ※3	中国 河北省	RMB 500,000,041.75	同上	60.00	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 4名 (うち当社従業員 2名)
上海華昇富士達扶梯有限公司 ※1 ※2	中国 上海市	RMB 119,443,169.94	同上	60.00	当社製品、半製品の販売 技術援助契約 有 役員の兼任等 4名 (うち当社従業員 2名)
富士達電梯配件(上海)有限公 司※1	中国 上海市	RMB 389,124,491.80	昇降機等の機器の 製造	100.00	当社機器部品の販売 役員の兼任等 5名 (うち当社従業員 3名) 当社による貸付

(注) 1 ※1 特定子会社に該当します。

2 ※2 当社との間で、エレベータおよびエスカレータの開発、製造、販売、据付、保守等に関連する当社特許権等およびノウハウの使用許諾に関する技術援助契約を締結しています。

3 フジテック シンガポール CORPN. LTD. の連結の範囲には、同社の子会社5社が含まれています。

4 フジテック (HK) CO.,LTD. の連結の範囲には、同社の子会社1社が含まれています。

5 富士達電梯配件(上海)有限公司の連結の範囲には、同社の子会社1社が含まれています。

6 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

7 「議決権の所有(又は被所有)割合(%)」欄の()内は間接所有割合を内書きで記載しています。

8 ※3 フジテック アメリカ INC. および華昇富士達電梯有限公司は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が、10%を超えています。

主要な損益情報等	フジテック アメリカ INC.	華昇富士達電梯有限公司
(1) 売上高	21,157 百万円	(1) 売上高 49,740 百万円
(2) 経常利益	812 〃	(2) 経常利益 3,936 〃
(3) 当期純利益	1,449 〃	(3) 当期純利益 2,841 〃
(4) 純資産額	5,777 〃	(4) 純資産額 21,422 〃
(5) 総資産額	10,846 〃	(5) 総資産額 52,596 〃

上記は、2019年12月31日現在の財務諸表に基づいています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日 本	3,040 [105]
東アジア	4,726 [49]
南アジア	1,727 [55]
北米・欧州	799 [14]
合 計	10,292 [223]

- (注) 1 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外書きしています。
- 2 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「1. 報告セグメントの概要」をご参照ください。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,040 [105]	40.9	18.2	7,380

セグメントの名称	従業員数(人)
日 本	3,040 [105]
合 計	3,040 [105]

- (注) 1 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外書きしています。
- 2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

当社では全フジテック労働組合が組織されており、上部団体には属していません。また、一部の在外連結子会社では各々労働組合が組織されており、グループ内の組合員数は合計6,598人であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」という経営理念を掲げ、昇降機の専門トップメーカーになることを目指しています。

この基本方針の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民ならびに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

また、当社はグローバル企業として業界でいち早く品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001」の認証を取得しており、「フジテックは、クオリティーNo. 1のグローバル・ブランドになります」というスローガンを掲げ、お客様に信頼され、喜ばれる商品を提供するようにしています。環境面でも、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得し、環境経営を促進して、環境にやさしい商品づくりを目指しています。

(2) 目標とする経営指標

2022年3月期連結ベースで、売上高1,800億円、営業利益130億円、営業利益率7.2%、ROE8.0%以上を目指します。

(3) 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、2019年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画“*Innovation, Quality & Speed*”をスタートしました。中期経営計画では、グローバルで、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供し、持続的成長と企業価値向上を目指します。具体的な行動ビジョンは次の4つです。

- 地域戦略 : グローバル標準機種 of 拡販と収益の向上
- 商品・技術戦略 : 企業成長と企業価値を高める技術基盤の強化
- オペレーション戦略 : 顧客ニーズの変化・スピードに対応したプロセス革新
- コーポレート戦略 : 経営品質の向上、SDGsへの取組み

地域戦略では、

日本は、新設事業において市場価値の高い新設物件の受注により、ブランド力の更なる向上を図ります。また新標準型エレベータの販売を開始します。モダンゼーション事業においては、持続的成長を維持し、保守事業においては、デジタル化によるメンテナンスの高度化により、収益力を強化します。

東アジアは、中国においては、価格競争力の更なる強化により、新設事業の拡大と利益率改善を両立します。香港、台湾、韓国はモダンゼーション事業を中心としたアフターマーケットに注力します。

南アジアは、アセアン地域ならびにインド、メコン川流域に経営資源を引き続き投入し、インドを軸とした域内サプライチェーンの整備、商品供給体制の強化により成長を継続します。またインドにおいては域内強化を図りながら輸出を拡大します。シンガポールにおいては人材研修機能を充実させ、サービス品質を更に向上します。

北米・欧州は、北米においては新設・モダンゼーション事業の規模を拡大し、保守事業は基盤強化で利益率の改善を図ります。欧州においては、新設・モダンゼーション事業に注力し、収益基盤を構築します。

商品・技術戦略では、

グローバル標準機種において、地域ニーズに対応した仕様の最適化を進めて市場競争力を高めます。またオーダー機種においても、乗り心地・デザイン・安全安心などの付加価値を高める新技術の開発・商品展開を進めると同時に、基本設計を見直して価格競争力を高めます。

アフターマーケットの成長を支えるモダニゼーション事業においては、商品メニューの拡充・高度化に取り組みます。保守事業では、デジタル化時代に対応した予防保全・ツール・遠隔監視サービス等の機能向上を加速させて、サービスの付加価値を高めます。

オペレーション戦略では、

顧客ニーズの変化・スピードに対応すべく生産技術力を強化し、自動化・省人化によるものづくり改革を進めて、高能率な生産プロセスの構築を実現します。グローバル標準機種の拡販に対応すべく、設計・生産・据付のキャパシティを拡大し、物流改善も推進することで、グループ最適な生産・物流体制の構築を目指します。

コーポレート戦略では、

コーポレートガバナンス方針に基づき、ステークホルダーに対する透明性の確保、ガバナンス体制の強化等を図り、経営品質の向上を図ります。またSDGsにも取り組み、事業戦略の遂行による社会課題の解決に繋がります。経営資源の適正配分に向けて、経営資源を、内部成長として設備投資、人材開発投資に振り向け、外部成長としてM&Aの機会に振り向けます。また、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保と株主への利益還元へ配慮します。

ITはデジタル化推進を図りビジネスプロセスの革新を目指します。営業/設計/生産/据付の各業務システムの連携・統合・自動化、デジタル活用によるサービスの自動化・QCD最適化実現により、「顧客」と「製品」と「サービス」が繋がる世界の創造を図ります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、その収束時期は不透明であり、経済活動の停滞から昇降機市場の先行きも予断を許さない環境にあります。このような状況の中、当社グループの2021年3月期業績は減収減益を計画しております。一方で、時代のニーズにマッチした「非接触呼び登録」や「抗菌ボタン」など公衆衛生面を強化した新標準型エレベータ「エクシオール」の販売を開始するなど、引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、これらは当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。当社グループの事業、業績および財政状態は、かかるリスク要因のいずれによっても著しい悪影響を受ける可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 政治・経済状況

当社グループは世界24の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、グローバルな事業活動を行っています。これら事業展開を行っている国または地域における政治・経済状況は、当社グループの製品の需給に影響を及ぼします。特に、当社グループの製品は事務所ビル、ホテル、商業ビル、住宅などの建物に付属する昇降機設備であるため、国内外の公共投資の規模や建設業界の景気動向が当社グループの業績に影響を及ぼす一面を有しています。

(2) 新商品の開発

当社グループは顧客ニーズに適応した新商品の開発活動を継続して行っていますが、当社グループが属する昇降機業界では、市場の成熟に伴い、顧客ニーズが多様化しています。一方、世界における大手メーカー間の商品開発競争は激しく、先端の技術動向にタイムリーに適応できなければ、市場から追放されてしまう可能性を有しています。

このような状況下において、業界と市場の変化を十分に予測できず、魅力ある新商品を開発できない場合には、当社グループの将来の成長と収益性を低下させ、財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 価格競争

当社グループが事業展開している国内外の市場では、世界規模で事業展開している有力企業を含めた競合先との厳しい競争が続いており、市場占有率上昇による経営的優位性を指向する流れは今後も継続するものと思われます。特に、競合他社の事業展開や競合他社同士を含めた合従連衡の経営戦略として、より低廉な価格で市場に投入される商品・サービスの価格競争が熾烈化しており、当社グループの財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製造者責任

当社グループはエレベータ、エスカレータ、動く歩道の生産、販売、据付、保守を一貫して行っており、各業務プロセスにおいて市場ごとに適用される法令や指導要綱に準拠しています。また、社内で設定した独自の技術基準および安全基準に沿って検証した製品とサービスを提供することにより、顧客および利用者の安全を確保するよう十分配慮しています。

しかし、予期せぬ製品の欠陥や利用者による使用方法に起因して、機器の損傷事故や場合によっては人身事故に至る可能性があります。

このような事態に至った場合には、製造者としての責任が問われる可能性があるため、損害賠償や会社に対する信頼の低下などにより、当社グループの財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 合弁事業

当社グループは独自資本による事業展開を基本としていますが、進出国の法令上の規制などの理由により、一部の国における事業は合弁事業としています。その主な国として、中華人民共和国が挙げられますが、合弁相手先との関係は極めて良好であり、今後も互惠平等の関係を継続する方針であります。

しかし、合弁相手先の経済的状況や事業展開に関する方針の変更があった場合には、将来的には、合弁事業の見直し、合弁相手先の組替え、合弁関係の解消といった事態に至る可能性も排除できません。このような事態に至った場合には、当社グループの財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) グローバル事業展開に潜在するリスク

当社グループのグローバル事業展開に伴い、以下に掲げるような、事業展開や業績に悪影響を及ぼす潜在リスクがあります。

- ① テロ、戦争、革命、その他社会的動乱の発生
- ② 地震、台風、伝染病のパンデミック等の自然災害の発生
- ③ 予期しない法律または規則の変更
- ④ 港湾、空港設備労働者や輸送業者におけるストライキ
- ⑤ 生産拠点における停電、給水停止等のインフラ事故による生産活動の中断

(7) 原材料価格

当社グループの製品を構成する鋼材、ワイヤーロープ、ステンレスなどの原材料仕入価格は、鉄鋼市況の影響を受け易いため、同市場価格が上昇した場合は、製品の製造コストを押し上げる要因となり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 資金調達

当社グループは各社において資産負債管理(A L M)を行っており、十分な流動性の確保に努めていますが、金融制度の不安定化、金融機関の貸出方針の変更により、当社グループの財政状態に悪影響を与える可能性があります。また、A L Mにより、調達コスト上昇による影響を軽微にする資金調達を行っていますが、金利の大幅な上昇により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 為替相場の変動

当社グループはコスト、品質面で有利な製品、部品などを相互に供給し合うグローバル生産・調達体制を推進しており、為替相場の変動が業績に与える悪影響を最小限に食い止める努力をしていますが、予測を超える急激かつ大幅な為替相場の変動は、当社グループの財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 株価の変動

当社グループが保有する「その他有価証券で時価のあるもの」について、株価の下落により、純資産額が減少し、当社グループの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) IT (情報技術) 関連リスク

当社グループは、「情報セキュリティ・ポリシー」のもと、機密情報、顧客情報等の情報資産の適切な取り扱い、保管等の促進、その安全管理および漏えいの予防に努めています。

しかしながら、予期せぬ災害、不正アクセスまたは通信障害等による情報システムの停止、情報の漏えいが発生した場合、業務中断による事業機会の損失、社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症リスク

当社グループにおいては、各国政府の施策に従って、在宅勤務を始めとした対応を行っており、今後も従業員や関係先の安全・安心を最優先に、感染症拡大を防止する取り組みを続けます。

しかしながら、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞により、当社グループの財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社および連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

当連結会計年度の世界経済は、米中通商問題などが継続する中、総じて緩やかな回復が続きましたが、本年に入り、世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、厳しい経済環境へと一変しました。感染症の影響により、中国やその他のアジア地域では、景気が下押しされ、米国でも景気が大きく減速しました。

日本では、個人消費の持ち直しや設備投資の増加によって緩やかな回復が見られましたが、年度終盤から感染症の影響により急速に景気が悪化しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大は、年明け以降であるため、当連結会計年度の経営成績に与える影響は限定的でした。

昇降機業界におきましては、中国では、価格競争は継続する中、台数ベースでの需要は堅調に増加し、その他の地域では総じて市場は安定して推移しました。日本では、ホテルや事務所向けの需要が伸びましたが、マンションや店舗向けは低調に推移しました。

このような情勢のもと、当社グループでは、中期経営計画“*Innovation, Quality & Speed*”における4つの行動ビジョンに取り組み、業績の向上に努めました。「地域戦略」では、中国にて顧客層の見直し、販売価格改定および代理店政策の見直しなどにより、受注拡大と利益率の向上を進めました。「商品・技術戦略」では、日本向けの新標準機種「エクシオール」の開発が完了しました。同機種は、感染症対策にも効果が期待できる機能など、最新の技術トレンドが盛り込まれ、翌連結会計年度の4月から販売を開始しています。「オペレーション戦略」では、インドに第2工場と研究塔の建設をスタートしました。同工場は、インド国内および南アジア・中東に向けたグローバル標準機種の供給拠点として、2,000台体制に向けた整備を進めます。「コーポレート戦略」では、英国昇降機市場での事業拡大を目指し、昇降機の販売・据付・保守を行う非公開会社Amalgamated Lifts Limitedを2020年2月に買収いたしました。また、フィールド人材のスキル向上にむけて研修施設「エクスペリエンスセンター」をシンガポール、インド、東京にオープンしました。

この結果、当社グループの経営成績の状況は、以下の通りとなりました。

当期の国内市場は、新設事業では、ホテル、マンション向けの受注が堅調に推移する一方で、店舗向けが減少し、事務所向けでは前期の大型案件の反動減となったため、新設受注は減少しました。また、保守・サービス事業は増加したものの、既設のエレベータやエスカレータの安全性・快適性・デザイン性を向上させるモダンゼーション工場の受注は、微減となりました。

海外市場では、中国でのエレベータ新設工事の増加に加えて、香港で新設工事とアフターマーケット事業がともに増加し、東アジアでの受注が大きく増加しました。南アジアは、シンガポールではモダンゼーション工事、インドでは新設工事の受注がそれぞれ減少しました。北米・欧州では、米国のエレベータ新設工事やアフターマーケット事業の伸長、英国でのエレベータ新設工事の増加により、受注は増加しました。

以上の結果、国内受注高723億25百万円（前期比2.8%減）、海外受注高1,139億94百万円（同9.0%増）となり、受注高合計は1,863億20百万円（同4.1%増）となりました。なお、海外受注高は為替変動による影響を除くと、実質13.0%増となっています。

売上高は、国内売上高725億19百万円（前期比5.0%増）、海外売上高1,087億12百万円（同6.9%増）となり、合計で1,812億32百万円（同6.1%増）となりました。なお、海外売上高は為替変動による影響を除くと、実質10.9%増となっています。

受注残高は、国内受注残高657億23百万円（前連結会計年度末比0.2%減）、海外受注残高1,420億93百万円（同0.2%減）となり、合計で2,078億17百万円（同0.2%減）となりました。なお、海外受注残高は為替変動による影響を除くと、実質3.8%増となっています。

損益面では、営業利益は日本の減少に対し、東アジアの増加により、133億75百万円（前期比29.7%増）、経常利益は、146億82百万円（同23.2%増）となりました。税金等調整前当期純利益は、関係会社株式および関係会社出資金評価損の計上などで、144億93百万円（同15.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、99億16百万円（同7.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

当連結会計年度より、従来の報告セグメント「北米」と「欧州」は、「欧州」の量的な重要性が乏しくなったため、「北米・欧州」に集約して記載する方法に変更しています。なお、以下は、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減率(%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減額
日 本	72,485	74,751	3.1	5,206	4,891	△314
東アジア	69,308	74,748	7.8	2,269	5,297	3,027
南アジア	16,572	16,379	△1.2	1,851	2,135	283
北米・欧州	24,045	25,443	5.8	893	1,045	152
小 計	182,411	191,323	4.9	10,220	13,370	3,149
調 整 額	△11,652	△10,091	—	92	5	△87
合 計	170,759	181,232	6.1	10,313	13,375	3,061

(日 本)

売上高は、新設事業、アフターマーケット事業ともに順調に増加し、747億51百万円(前期比3.1%増)となりました。営業利益は、アフターマーケット事業は堅調に推移しましたが、新設事業では、物流費や人件費などが増加し、48億91百万円（同3億14百万円減）となりました。

(東アジア)

売上高は、中国のエレベータ新設工事が増加したことにより、747億48百万円（前期比7.8%増）となりました。営業利益は、中国の売上高増加や原価低減、韓国での輸出採算の改善により、52億97百万円（同30億27百万円増）となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質13.1%増となりました。

(南アジア)

売上高は、インドでの増加に対し、シンガポール、マレーシアのエレベータ新設工事が減少し、163億79百万円（前期比1.2%減）となりました。営業利益は、シンガポールのエレベータ新設工事の採算改善などで、21億35百万円（同2億83百万円増）となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は実質1.5%増となりました。

(北米・欧州)

売上高は、米国のモダンゼーションなどアフターマーケット事業の増加、カナダのエレベータ新設工事の増加により、254億43百万円（前期比5.8%増）となりました。営業利益は、米国およびカナダでの売上高の増加により、10億45百万円（同1億52百万円増）となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質7.5%増となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

(生産実績)

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比 (%)
日 本	73,958	3.7
東アジア	74,340	8.3
南アジア	16,889	11.1
北米・欧州	25,432	5.8
小 計	190,621	6.4
調整額(注4)	△9,288	—
合 計	181,333	7.7

- (注) 1 金額は平均販売価格によっています。
 2 上記の金額に消費税等は含めていません。
 3 当連結会計年度より、従来の報告セグメント「北米」と「欧州」は、「欧州」の量的な重要性が乏しくなったため、「北米・欧州」に集約して記載する方法に変更しています。なお、前期比は、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。
 4 調整額△9,288百万円は、セグメント間の内部振替額です。

(受注実績)

当社グループは、主として受注生産を行っていますが、一部見込み生産を行っています。

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比 (%)	受注残高(百万円)	前期比 (%)
日 本	74,634	△4.1	65,819	△0.1
東アジア	77,173	10.9	97,675	△2.3
南アジア	16,134	△4.5	16,478	△4.2
北米・欧州	28,053	7.0	30,020	7.7
小 計	195,995	2.9	209,994	△0.4
調整額(注3)	△9,674	—	△2,177	—
合 計	186,320	4.1	207,817	△0.2

- (注) 1 上記の金額に消費税等は含めていません。
 2 当連結会計年度より、従来の報告セグメント「北米」と「欧州」は、「欧州」の量的な重要性が乏しくなったため、「北米・欧州」に集約して記載する方法に変更しています。なお、前期比は、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。
 3 受注高の調整額△9,674百万円および受注残高の調整額△2,177百万円は、それぞれセグメント間の内部振替額です。

(販売実績)

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比 (%)
日 本	74,751	3.1
東アジア	74,748	7.8
南アジア	16,379	△1.2
北米・欧州	25,443	5.8
小 計	191,323	4.9
調整額 (注4)	△10,091	—
合 計	181,232	6.1

- (注) 1 相手先別の販売実績が、総販売実績に対し10%以上のものではありません。
2 上記の金額に消費税等は含めていません。
3 当連結会計年度より、従来の報告セグメント「北米」と「欧州」は、「欧州」の量的な重要性が乏しくなったため、「北米・欧州」に集約して記載する方法に変更しています。なお、前期比は、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。
4 調整額△10,091百万円は、セグメント間の内部振替額です。

②財政状態の状況

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	増減
総資産額 (百万円)	184,690	193,581	8,891
純資産額 (百万円)	113,923	118,714	4,791
自己資本比率 (%)	55.7	55.2	—
1株当たり純資産額 (円)	1,271.28	1,318.59	47.31

当連結会計年度末における総資産額は、1,935億81百万円となり、前連結会計年度末に比べ88億91百万円増加しました。これは主に、商品及び製品など、たな卸資産の減少に対し、現金及び預金が47億79百万円、受取手形及び売掛金が69億46百万円、増加したことによります。

負債合計は、前連結会計年度に比べ40億99百万円増加し、748億66百万円となりました。これは主に、短期借入金が6億91百万円、工事損失引当金が5億11百万円、前受金が22億40百万円、増加したことによります。

純資産額は、1,187億14百万円となり、前連結会計年度末に比べ47億91百万円増加しました。これは主に、その他有価証券評価差額金が10億5百万円、為替換算調整勘定が9億35百万円の減少に対し、利益剰余金が62億68百万円の増加によります。

また、当連結会計年度末の自己資本比率は55.2% (前連結会計年度末0.5ポイント減) となり、1株当たり純資産額は、1,318.59円 (同47.31円増) となりました。

③キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,589	11,078	1,488
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,160	△4,341	△2,181
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,198	△3,800	398
現金及び現金同等物に係る換算差額 (百万円)	△1,371	△657	714
現金及び現金同等物の増減額 (百万円)	1,858	2,278	420
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	25,902	28,181	2,278

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、281億81百万円となり、前連結会計年度末に比べ22億78百万円増加しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益144億93百万円、減価償却費31億31百万円、たな卸資産の減少11億90百万円に対し、売上債権の増加などで、110億78百万円の収入（前期比14億88百万円の収入増）となりました。その主な要因は、売上債権が前期比46億95百万円の増加に対し、税金等調整前当期純利益が前期比19億69百万円、前受金が前期比20億39百万円の増加、たな卸資産が18億90百万円、減少したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入れ・払戻しの純額26億44百万円の支出、有形固定資産の取得25億62百万円に対し、利息及び配当金の受取などにより、43億41百万円の支出（前期比21億81百万円の支出増）となりました。その主な要因は、定期預金の預入れ・払戻しの純支出増額14億16百万円、投資有価証券の売却による収入が5億72百万円、減少したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより、38億円の支出（前期比3億98百万円の支出減）となりました。その主な要因は、長期借入金の返済による支出が4億94百万円、減少したことによります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

①重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されています。連結財務諸表の作成は、決算日における資産、負債の計上金額および報告期間における収益・費用の計上金額に影響を与える見積り、判断、仮定を必要とします。当社グループは、過去の実績や状況に応じて合理的と判断される範囲での様々な仮定に基づき、継続的に見積りの検証を行っています。これらの見積りには不確実性があるため、実際の結果と異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられる見積り項目は以下のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、感染拡大の収束時期を予想することは困難であります。翌連結会計年度の後半から徐々に収束に向かうとの前提により、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

収益及び費用の計上

当社グループでは、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）により、完成工事高を計上しております。原価比例法では、契約内容や過去の同一機種の原価実績など、入手可能な情報から工事原価総額を見積り、進捗率を算定します。算定に用いる仮定は、契約の変更、施工条件および資材・外注価格の動向など様々な要因により変動するため、継続的に検証し、見積りの改訂を行います。これらの改訂が工事の進捗率に影響することで、当社グループの業績に影響する可能性があります。

工事損失引当金

当社グループでは、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。損失見込額は、契約内容や過去の同一機種の原価実績など、入手可能な情報から見積った工事原価総額により算定します。算定に用いる仮定は、契約の変更、施工条件および資材・外注価格の動向など様々な要因により変動するため、継続的に検証し、見積りの改訂を行います。これらの改訂により、工事損失引当金が増額または減額することで、当社グループの業績に影響する可能性があります。

貸倒引当金

当社グループでは、売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

将来、顧客の財務状態が悪化し支払能力が低下した場合は、追加の引当を行うことで、当社グループ業績に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループでは、各社ごとに資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下したグループについては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しています。固定資産の回収可能価額は、経営計画や割引率などを前提条件として算定する将来キャッシュ・フローおよび時価などに基づく正味売却価額を用いて見積ります。当初想定していた収益が見込めない場合や時価の変動などにより前提条件が変化した場合は、回収可能価額の見積りを変更します。将来、見積りの変更により減損処理が必要となった場合は、減損損失の計上を行うことで、当社グループの業績に影響する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループでは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、その結果回収の実現が困難と考えられる資産については、評価性引当金を計上しております。回収可能性の判断については、経営計画や将来減算（加算）一時差異の解消スケジュールなどを検討して課税所得見込額を予測し、実現可能性を評価しています。課税所得の予測は、市場動向や当社グループの業績などの影響を受けるため、それらの要因の変化により、繰延税金資産の回収が困難になったと判断した場合は、評価性引当金の計上を行うことで、当社グループの業績に影響する可能性があります。

退職給付債務および退職給付費用

当社グループでは、従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した金額を計上しています。退職給付債務および退職給付費用は、割引率や年金資産の長期期待運用収益率などの前提条件に基づき算定します。実際の運用結果が想定と異なる場合や割引率などの前提条件が変更された場合、その計算上の差異は将来に渡って定期的に認識され、当社グループの業績に影響する可能性があります。

投資有価証券

当社グループでは、投資有価証券を保有しております。時価のある有価証券は決算日の市場価格等による時価法を、時価のない有価証券は移動平均法による原価基準により評価しています。時価のある有価証券の連結会計年度末の時価が、取得原価に比べ50%以上下落した場合は原則減損処理を行い、30%から50%未満下落した場合は、回収可能性等を考慮して必要な額を減損しています。また、時価のない有価証券については、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合は、回収可能性等を考慮して減損処理を行います。将来、市況悪化や投資先の業績悪化などの状況変化により減損処理が必要と判断した場合には、減損損失の計上を行うことで、当社グループの業績に影響する可能性があります。

②当連結会計年度の経営成績の分析

売上高

当連結会計年度の売上高は、前期比104億73百万円増加して、1,812億32百万円となりました。これは主に、日本、東アジアでの増加によります。この結果、海外売上高の連結売上高に占める割合は、前期59.6%から0.4ポイント増加して、60.0%となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、前期比62億16百万円増加して、1,410億9百万円となりました。売上原価率は同1.1ポイント減少し、77.8%となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比11億94百万円増加して、268億47百万円となり、売上高に対する割合（売上高販管費率）は同0.2ポイント減少して、14.8%となりました。

以上の結果、営業利益は、133億75百万円（前期比29.7%増）となりました。

営業外損益

営業外損益は、前期の16億8百万円の利益（純額）から、3億1百万円減少して、13億7百万円の利益（純額）となりました。これは主として、前期の為替差益から、当期は為替差損の計上となったことによるものです。

この結果、経常利益は、146億82百万円（前期比23.2%増）となりました。

特別損益

特別損益は、前期の6億2百万円の利益（純額）から1億89百万円の損失（純額）となり、前期に比べ、利益が5億21百万円減少、損失が2億69百万円増加しました。これは主に、投資有価証券売却益が6億83百万円の減少、前期の事務所移転費用1億65百万円がなくなったことに対し、関係会社株式評価損4億39百万円を計上したことによります。

以上の要因を反映して、税金等調整前当期純利益は、144億93百万円（前期比15.7%増）となりました。

法人税等(法人税等調整額を含む。)

法人税等は、前期に比べ4億46百万円、非支配株主に帰属する当期純利益は8億26百万円、増加しました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、99億16百万円（前期比7.6%増）となりました。これにより、1株当たり当期純利益は、前期の114.14円から8.32円増加して、122.46円となりました。

③資本の財源および資金の流動性についての分析

当社グループは、運転資金および設備投資資金については、内部資金または借入により調達しています。このうち、運転資金の借入による調達は、期限が一年以内の短期借入金で、各々の連結会社が運転資金として使用する現地通貨で調達することが一般的であります。2020年3月31日現在、短期借入金残高は39億90百万円であります。これに対して、生産設備などの長期資金の借入による調達は、原則として、長期借入金で行っています。2020年3月31日現在、長期借入金残高（1年内返済予定の長期借入金を含む）は2億17百万円であり、米ドルによる借入であります。

当社グループは、営業活動から得られるキャッシュ・フローおよび借入、必要に応じて資本市場等よりの調達により、当社グループの成長を維持するために将来必要な運転資金および生産設備などの長期資金を調達することが可能と考えています。

なお、当社は現在、社債発行枠が100億円の発行登録を継続しています。

④財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態の分析につきましては、「第2事業の状況、3経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1)経営成績等の状況の概要、②財政状態の状況」に記載のとおりです。

⑤キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2事業の状況、3経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1)経営成績等の状況の概要、③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

⑥経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2019年4月17日に公表しました、2020年3月期を初年度とする3カ年中期経営計画“*Innovation, Quality & Speed*”において、売上高、営業利益、営業利益率、ROEを重要な経営指標として位置付けています。

中期経営計画の初年度となる当連結会計年度は、売上高1,710億円、営業利益104億円、営業利益率6.1%を目標としてスタートしました。しかし、中国の新設工事の増加や販売価格の改善などによる採算性向上により、東アジアでの増収増益を考慮し、2020年2月6日付で、目標を売上高1,800億円、営業利益135億円、営業利益率7.5%に修正しました。

当連結会計年度における修正目標に対する達成状況は、売上高は修正目標比0.7%増の1,812億32百万円、営業利益は目標から1億24百万円減の133億75百万円、営業利益率は目標から0.1ポイント低下して7.4%となりました。なお、ROEにつきましては、中期経営計画の最終年度2022年3月期の目標値として8.0%以上と設定しておりますが、当連結会計年度末では9.5%となっています。

	実績	修正目標 (2020年2月6日公表)	当初目標 (2019年5月10日公表)
売上高 (百万円)	181,232	180,000	171,000
営業利益 (百万円)	13,375	13,500	10,400
営業利益率 (%)	7.4	7.5	6.1
ROE (%)	9.5	—	—

中期経営計画“*Innovation, Quality & Speed*”の初年度にて、最終年度2022年3月期の目標数値（売上高1,800億円、営業利益130億円、営業利益率7.2%、ROE8.0%以上）を達成いたしました。しかし、第2年度の2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減収減益が見込まれ、また、感染症の収束時期は不透明であることから、最終年度の目標数値は据え置いております。

なお、同計画の経営戦略については変更なく、引き続き推進していきます。

経営目標および経営戦略につきましては、「第2 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(2)目標とする経営指標」および「(3)中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題」に記載のとおりです。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動としては、当社グループ間でエレベータ主要機器の共通化を推進し、各地域に展開しています。商品開発では、日本国内向けの標準型エレベータ「エクシオール」をフルモデルチェンジし、2020年4月1日から販売を開始しました。新しい「エクシオール」では、エレベータに対するニーズがますます多様化していることを背景に、ご要望の多かった機能・性能・デザインを取り入れています。業界初となる「エレベータ専用クーラー」の標準装備、「定格速度分速120m」のラインアップ化、視認性を向上させる「8.4インチ大型液晶モニター」などの新機能により、さらなる“安全・安心”と心地よい移動空間を提供します。また、新型コロナウイルス感染症の流行等で衛生意識が高まるなか、手をかざすことでエレベータを操作できる「非接触呼び登録」や「抗菌ボタン」などエレベータを清潔に利用いただくための機能をラインアップしました。

モダンゼーション事業でも、新「エクシオール」の機能を取り入れた商品を開発し、ラインアップを拡充していきます。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、2,208百万円であります。このうち、日本において2,080百万円、東アジアを中心とした海外において127百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において、総額で3,321百万円の設備投資を実施しました。このうち、日本においては、エレベータ開発・生産拠点およびアフターマーケット拠点の追加設備等に2,224百万円、海外においては、東アジア、南アジアの生産拠点等に、1,096百万円の設備投資を実施しました。

なお、これ等の所要資金は自己資金によっています。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備、投下資本および従業員の配置は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
ビッグウィング (滋賀県彦根市)	日本	エレベータ 生産設備 その他の設備	8,714	1,295	3,874 (145,268)	4	1,214	15,102	562 [86]
ビッグステップ (兵庫県豊岡市)	日本	エスカレータ 生産設備	1,541	160	639 (35,796)	—	38	2,379	130 [12]
ビッグフィット (大阪府茨木市)	日本	その他の設備	1,711	34	23 (8,228)	—	155	1,923	465 [5]
東京本社(東京都港区) および東京デ ポ(東京都大田区) (注)6	日本	—	825	19	132 (447)	—	382	1,361	429 [—]
大阪フィット (大阪市西区)	日本	—	95	0	1,973 (1,252)	—	143	2,212	84 [—]
支店・営業所 (注)7	日本	—	106	0	14 (55)	—	619	739	1,370 [2]

(2) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
フジテック (HK) CO., LTD. (香港) ほか7社 (注)8	東アジア	エレベータ・ エスカレータ 生産設備	6,022	1,534	252 (19,923) [194,546]	207	506	8,524	4,726 [49]
フジテック シンガ ポール CORPN. LTD. (シンガポール) ほか6社 (注)9	南アジア	エレベータ 生産設備	655	278	— (—) [71,771]	86	333	1,354	1,727 [55]
フジテック アメリ カ INC. (米国) ほか2社 (注)10	北米・欧州	エレベータ 生産設備	86	79	— (—) [40,088]	395	29	590	799 [14]

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 土地の〔 〕は、賃借土地の面積を外書きしています。
 3 帳簿価額のうち、「その他」は工具、器具及び備品および建設仮勘定です。なお、金額には消費税等を含めていません。
 4 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書きしています。
 5 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「1. 報告セグメントの概要」をご参照ください。
 6 建物の一部を賃借しており、年間賃借料は639百万円です。
 7 建物の一部を賃借しており、年間賃借料は966百万円です。
 8 土地、建物等の一部を賃借しており、年間賃借料は524百万円です。
 9 土地、建物等の一部を賃借しており、年間賃借料は44百万円です。
 10 土地、建物等の一部を賃借しており、年間賃借料は537百万円です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月
				総額	既支払額			
華昇富士達電梯 有限公司	中国・河北省	東アジア	事務所	1,170	18	自己資金	2014年10月	2021年以降
フジテック インディア PRIVARE LTD.	インド・ カンチープラム	南アジア	工場、研究 開発施設 および 生産設備	2,450	11	自己資金	2019年3月	2022年3月

- (注) 1 在外子会社の投資予定額は、決算日の直物為替相場により円換算しています。
 2 華昇富士達電梯有限公司の完成予定年月は、計画の見直しにより、変更しています。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	90,067,000	90,067,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
計	90,067,000	90,067,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション） (2013年11月8日取締役会決議) (付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）4名)		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	21(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 21,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2013年11月26日～ 2043年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,017 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

2 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1) 新株予約権者は、上表に定める新株予約権の行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日から7年を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権の行使期間において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

- ア. 新株予約権者が2042年11月25日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2042年11月26日から2043年11月25日
- イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認決議のなされた日の翌日から15日間（ただし、期間満了日までに当社が新株予約権を取得した場合は、当該取得日の前日までとする）
- (3) 上記(1)および(2)ア. は、新株予約権を相続により継承した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち、当社が定める条件を満たす者は、当社が別途定める手続きに従い当該新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとし、分割して行使することはできない。
- (6) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- (7) その他の新株予約権の行使条件は、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。以下、「組織再編行為」と総称する。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を基準として、組織再編行為の条件等を勘案して決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
別途決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
別途決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション） （2014年8月7日取締役会決議） （付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）4名）		
	事業年度末現在 （2020年3月31日）	提出日の前月末現在 （2020年5月31日）
新株予約権の数（個）	20（注）1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 20,000（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月26日～ 2044年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 816 資本組入額（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。
- 2 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
- 3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1)新株予約権者は、上表に定める新株予約権の行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日から7年を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権の行使期間において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
ア. 新株予約権者が2043年8月25日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2043年8月26日から2044年8月25日
イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認決議のなされた日の翌日から15日間（ただし、期間満了日までに当社が新株予約権を取得した場合は、当該取得日の前日までとする）
- (3)上記(1)および(2)ア. は、新株予約権を相続により継承した者については適用しない。
- (4)新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち、当社が定める条件を満たす者は、当社が別途定める手続きに従い当該新株予約権を行使することができる。
- (5)新株予約権者は、本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとし、分割して行使することはできない。
- (6)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- (7)その他の新株予約権の行使条件は、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。以下、「組織再編行為」と総称する。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を基準として、組織再編行為の条件等を勘案して決定される数とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

別途決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

別途決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション） （2015年8月7日取締役会決議） （付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）4名）		
	事業年度末現在 （2020年3月31日）	提出日の前月末現在 （2020年5月31日）
新株予約権の数（個）	4（注）1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,000（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月26日～ 2045年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 697 資本組入額 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

2 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1) 新株予約権者は、上表に定める新株予約権の行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日から7年を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権の行使期間において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - ア. 新株予約権者が2044年8月25日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2044年8月26日から2045年8月25日
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認決議のなされた日の翌日から15日間（ただし、期間満了日までに当社が新株予約権を取得した場合は、当該取得日の前日までとする）
- (3) 上記(1)および(2)ア. は、新株予約権を相続により継承した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち、当社が定める条件を満たす者は、当社が別途定める手続きに従い当該新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとし、分割して行使することはできない。
- (6) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- (7) その他の新株予約権の行使条件は、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）や吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）以下、「組織再編行為」と総称する。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を基準として、組織再編行為の条件等を勘案して決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
別途決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
別途決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年5月18日 (注)	△3,700	90,067	—	12,533	—	14,565

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	40	22	84	199	2	3,077	3,424	—
所有株式数 (単元)	—	274,196	2,594	119,585	363,442	210	140,458	900,485	18,500
所有株式数 の割合(%)	—	30.45	0.29	13.28	40.36	0.02	15.60	100.00	—

(注) 1 自己株式8,985,121株は、「個人その他」に89,851単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれています。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、15単元含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社 ウチヤマ・インターナショナル	大阪府茨木市庄一丁目28番10号	5,043	6.22
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,395	5.42
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	4,051	5.00
チエース ノミニーズ リ ジャステック トリーティー ク ライアント アカウント ジエ ネラル (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	CHASESIDE, BOURNEMOUTH, DORSET. BH7 7DB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	3,427	4.23
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,191	3.94
ジェービー モルガン チェー ス バンク 385632 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,871	3.54
エイブイアイ グローバル ト ラスト ピーエルシー (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	51 NEW NORTH ROAD EXETER DEVON EX4 4EP UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,000	2.47
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,989	2.45
エムエルアイ フォークライア ントジェネラル オムニノンコ ラテラルノントリーティーピー ビー (常任代理人 メリルリンチ日 本証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIALCENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋一丁目4番1号)	1,712	2.11
ジェービー モルガン バンク ルク センブルグ エスエイ 380578 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,711	2.11
計	—	30,393	37.49

(注) 1 当社は、自己株式8,985,121株を保有していますが、上記大株主の状況から除いています。

2 2020年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、インベスコ ア
ドバイザーズ インクが2020年3月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当
社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含め
ていません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下の通りです。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
インベスコ アドバイザーズ インク	Two Peachtree Pointe, 1555 Peachtree Street, N.E., Suite 1800, Atlanta, Georgia 30309, U.S.A.	3,358	3.73

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,985,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 81,063,400	810,634	—
単元未満株式	普通株式 18,500	—	—
発行済株式総数	90,067,000	—	—
総株主の議決権	—	810,634	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株が含まれています。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数15個が含まれています。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式21株が含まれています。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) フジテック株式会社	滋賀県彦根市宮田町591番 地1	8,985,100	—	8,985,100	9.98
計	—	8,985,100	—	8,985,100	9.98

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 従業員株式所有制度の概要

当社は、2013年8月8日開催の取締役会決議に基づき、中長期的な企業価値の向上を目的として、当社従業員へのインセンティブ・プランとして「従業員持株会支援信託」（以下「ESOP信託」といいます。）を導入しました。本プランでは、「フジテック社員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は2013年9月から6年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式926,000株を2013年9月27日に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の取得株式数に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への負担はありません。なお、2019年11月8日をもって当該信託は終了しています。

2. 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

926千株

3. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

「フジテック社員持株会」加入員のうち受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	339	520
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数等は含めていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	8,985,121	—	8,985,121	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数等は含めていません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉えつつ、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を行うことを基本方針としています。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、連結業績等を勘案し、期末配当金を1株当たり30円とし、中間配当金20円と合わせて1株当たり50円としています。

内部留保資金の用途につきましては、成長分野への設備投資、グローバルな事業展開のための投融資、研究開発投資など企業価値を高めるため有効に充当するほか、株主還元として自己株式の取得も弾力的に検討してまいります。

また、当社は会社法第454条5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めています。

なお、第73期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月8日 取締役会決議	1,621	20
2020年6月23日 定時株主総会決議	2,432	30

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「経営理念」として「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」を掲げ、この使命を遂行するためには、ステークホルダーの皆様との信頼関係を維持していくことが必要不可欠であると考えています。当社グループへの確かな評価をもって、ステークホルダーの皆様の期待に応え、その信頼を高めることのできるよう、グループ経営の健全性と透明性を確保するために必要なコーポレート・ガバナンス体制の構築、整備に努めています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要等

当社は監査役設置会社として、取締役9名（うち社外取締役5名）で構成される取締役会が経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成される監査役会が取締役の職務遂行を監査しています。

業務執行体制に関しては、国内外事業の推進を含むグループ経営上の重要事項を審議するために四半期毎に開催する「グローバル経営会議」、ならびに、国内事業に関する重要課題を審議するために毎月開催する「執行役員会議」の重要会議体を設けています。「グローバル経営会議」には、執行役員兼務取締役の全員が出席し、常勤監査役も陪席しています。「執行役員会議」には、国内執行役員兼務取締役の全員が出席しています。加えて、これらの重要会議の議事、結果は、社外取締役に対して、その都度、報告しています。

事業上の様々なリスクの低減を図るため、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、全グループ法人のリスク管理に関する対応を含め、コンプライアンス、情報セキュリティ対策の推進、商品の安全性確保などの社会的に大きな影響を与えるリスク要因の早期発見とその対策の実現に取り組み、また、この委員会の下位にはリスク要因別に調査、検討を行う常設委員会を設けています。「リスクマネジメント運営委員会」では、リスクマネジメントを全社的に機能するよう、迅速かつ的確な情報の収集および業務執行上の指導・管理を励行、徹底しています。

「コンプライアンス委員会」では、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図り、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはeラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会等を励行し、参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設して、職制ラインによらずして各社員から直接に相談、通報等を受けることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。

また、「情報セキュリティ委員会」では、セキュリティの維持向上をもって情報資産の保護を図るために、セキュリティ・ポリシーおよび対策基準等を定め、情報ネットワーク・システム・機器の使用、取り扱いおよび管理のあり方等を検討、審議のうえ、その指導教育および啓発活動を行っています。

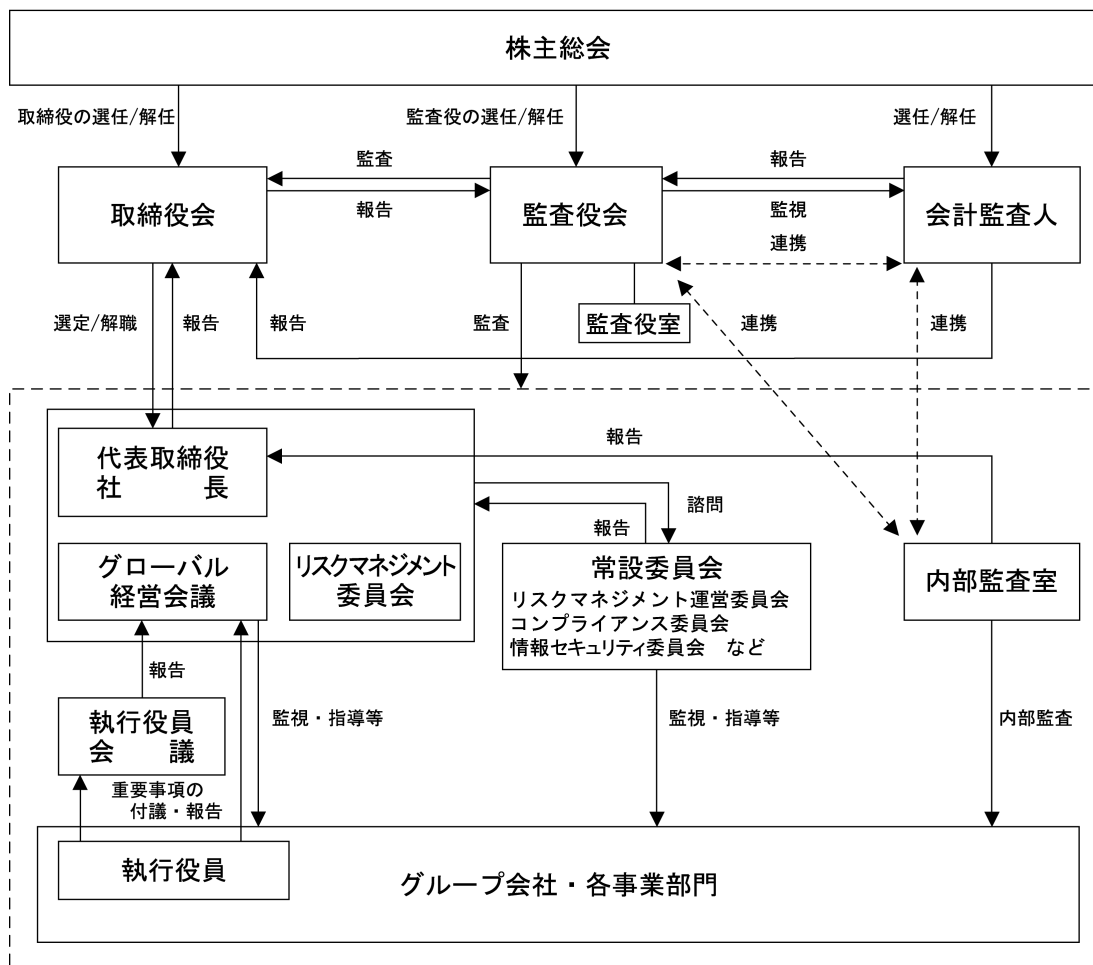
ロ 企業統治の体制を採用する理由

上記コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、業務執行体制において、リスクマネジメント等常設委員会による指導、管理を強化しつつ、執行役員兼務取締役が重要会議に出席するなどによって業務執行状況を監視しています。

また、社外取締役が適切な助言等を行うことができるよう重要会議の議事、結果等を報告し、また、業務執行から独立した監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進するなど、それぞれの役割、機能が有効に作用するよう、ガバナンス体制の最適化を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制



③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」ならびに「内部統制基本方針」を策定のうえ、この関連諸規程の整備、周知を図り、当社グループの内部統制システム、リスク管理体制、ならびに業務の適正を確保するための体制等の整備、運用を促進しています。また、これらの方針、規程は、法令諸規則の改正、経営環境、組織等の変化に応じて随時、見直し、調整、改善等を図っています。

④ 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の更新について、2019年6月21日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において決議しており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

なお、主要な変更内容は①から④のとおりです。

- ① 下記ⅠおよびⅡのうちの事業分野に関する記述に関し、現状に則した内容に変更しました。
- ② 本プランの発動是非について、原則的に株主意思確認総会（下記Ⅲ3.(3)において定義されます）において株主の皆様の意思を確認することにしました。
- ③ 本プランの発動事由を限定および明確化しました。
- ④ 独立委員会の委員を変更しました。

I 会社支配に関する基本方針

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界24の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を生産するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

II 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは会社支配に関する基本方針の実現をめざす特別な取組みとして、下記IIIで記載するもののほか、以下の取組みを行っています。

1. 中期経営計画に基づく取組みについて

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2016年4月から進めてきた中期経営計画（No Limits! Push Forward Together!）に続き、2019年4月から新しい中期経営計画（Innovation, Quality & Speed）をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- 地域戦略 : グローバル標準機種の新規販売と収益の向上
- 商品・技術戦略 : 企業成長と企業価値を高める技術基盤の強化
- オペレーション戦略 : 顧客ニーズの変化・スピードに対応したプロセス革新
- コーポレート戦略 : 経営品質の向上、SDGsへの取組み

という4つの行動ビジョンを掲げ、グローバルで、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供し、持続的な成長と企業価値向上を目指します。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主、顧客、ユーザー、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えています。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公平かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めています。

(1) グループガバナンス体制の強化

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、監督機能を有する取締役会のチェック機能を強化するために、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、さらに変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役および執行役員の任期を1年としています。また、取締役会から独立した監査役会を設置し、監査役の職務を円滑に遂行するために監査役スタッフを監査役室に置いています。

(2) コンプライアンス体制の強化

当社は、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図ることを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会では、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはeラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会等を励行し、参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設して、職制ラインによらずして各社員から直接に相談、通報等を受けることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。

(3) リスク管理体制の強化

当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、事業リスクの低減と倫理・遵法・環境・品質問題など社会的に大きな影響を与えるリスクの根絶を目指し、リスクの早期発見とその対策に取り組んでいます。この下位組織として、「リスクマネジメント運営委員会」、「情報セキュリティ委員会」などを設置して、リスクマネジメントが全社的に機能するよう、情報の収集および指導・管理を行い、企業を取り巻く潜在的なリスクに対して、迅速かつ的確な対処を行っています。

(4) 内部統制の強化

当社は、2006年5月1日に施行された会社法に対応し、「内部統制基本方針」を取締役会において決議のうえ、この方針に基づいて当社グループの内部統制システムを構築し、その活動を推進しています。また、2008年4月1日以降「金融商品取引法」によって要求された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」に対応するため、業務プロセスの見える化などを図り、内部統制システムを整備のうえ、その評価、監査を実施しています。更に、2015年5月1日に施行された改正会社法に対応し、「内部統制基本方針」の一部改訂を取締役会において決議し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

1. 本プランの導入及び継続の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の判断に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。したがって、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があります。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を提示する場合があります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、本プランにおいて、大量取得の提案が行われた場合に大規模買付者および当社取締役会が遵守すべき手続きを客観的かつ具体的に定めるものです。

なお、当社は、既に旧プランを導入し、その更新について2016年6月23日開催の当社第69期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、将来において、その適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対応措置を発動することの是非を判断することができるよう、旧プランを更新した上で本プランを採用します。

なお、本プランの採用にあたっては、旧プラン導入後の大規模な買付行為への対応方針に関する議論の動向等を踏まえ、一連の手續に関する客観性及び合理性をより一層担保するため、株主意思確認総会の原則的な開催その他の所要の変更を行います。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、（i）事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ii）当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、（iii）当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループ（下記（2）において定義されます。以下同じ。）に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合などで、本プラン所定の発動要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当て（その主な内容は別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとします。）を行います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。独立委員会の委員は、佐伯照道氏、杉田伸樹氏、および山添茂氏であります（各委員の氏名および略歴については別紙1をご参照願います。）。なお、各委員は、2015年11月6日開催の当社取締役会において決議した「コーポレートガバナンス基本方針」における独立役員選任基準を満たしております。

また当社取締役会は、これに加えて、原則的に、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認いたします。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2) 対象となる買付等

本プランは、（i）特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法第6条第2項若しくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同じ。）、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為または、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2.（2）に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4) 大規模買付者による情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。なお、大規模買付者に対しては、独立委員会が適宜提出期限を定め、当社取締役会が本必要情報の提供を求めるものとしてします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員、業務執行組合員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容および当社が行う事業経営の経験等を含みます。）
- ② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社所有有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、場所、方法および相手方を含みます。）および当社所有有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、また、その履行可能性を問いません。）
- ③ 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。））および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
- ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会若しくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(注) 1 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

- 2 特定株主グループが、(注) 1 の(i) 記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、(注) 1 の(ii) 記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めのない限り、同じとします。
- 4 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、速やかに独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて大規模買付者から提出された本必要情報の内容が当社株主の皆様の判断および独立委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会検討期間（2.（5）にて述べます。）を開始するものと致します。もっとも、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合のみ、必要に応じて30日間で限度として情報提供期間を延長することがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、情報提供期間の終了した日の翌日を起算日として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会が取締役会検討期間内に下記3.（1）記載の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努め、お客様、取引先、従業員、地域関係者等から意見を聴取するなどします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者およびその特定株主グループは、取締役会検討期間が経過するまで、大規模買付行為に着手することができないものとします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 独立委員会の勧告

大規模買付行為が開始された場合、独立委員会は、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、下記(2)「対抗措置の発動要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」といいます。）が存すると判断した場合、引き続き大規模買付者より情報提供や大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置としての新株予約権（その主な内容は別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、あるいは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することになった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(2) 対抗措置の発動要件

本プランにおける対抗措置の発動要件は、下記のとおりです。

(発動事由その1)

本プランに定められた手続きに従わない大規模買付行為であり（大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

(発動事由その2)

次の①ないし②に該当する場合で、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

① 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合。

(i) 株式等を買収し、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為。

(ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。

(iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。

(iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。

② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）

(3) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会による本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告が行われた場合、実務的に開催が可能である限り、当該実施の是非に関して株主の皆様の意思を確認するために、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）（注5）を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、遅滞なく、株主意思確認総会を開催する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示し、株主意思確認総会の開催のための手続に入るものとします。

(注) 5 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合を含めて「株主総会」と記載しております。

(4) 取締役会の実施

当社取締役会は、独立委員会により上記(1)に従い勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、上記(3)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、適宜必要な決議を行うものとします。この場合、大規模買付者およびその特定株主グループは、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規定・規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況、または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本更新は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えています。

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、当社株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権を行使して株式を取得するためには、一定の期間内に、一定の金額の払い込みを完了していただく必要があります。

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従って新株予約権の取得を行なう場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

なお、これらの手続きの詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令・金融商品取引所の規定・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、又は、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、並びに修正・変更等の場合にはその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV 本更新が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本更新にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しています。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3. 株主意思を重視するものであること

本更新は、当社の本定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、原則的に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付され、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、対抗措置発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成されます。なお、独立委員会の規則の概要については別紙3を参照願います。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされ、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しています。

したがって、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっています。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされ、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

独立委員会の委員の氏名・略歴

佐伯 照道（さえき てるみち）

1968年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
 1973年7月 八代・佐伯・西垣法律事務所 設立（現北浜法律事務所・外国法共同事業）
 パートナー弁護士、現在に至る
 2002年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長、近畿弁護士連合会理事長
 2004年4月 国立大学法人京都大学監事
 2005年10月 大阪府入札監視委員会委員長
 2006年6月 グローリー株式会社取締役
 2009年6月 当社監査役
 2010年6月 岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役、現在に至る
 2012年6月 ワタベウェディング株式会社社外監査役、現在に至る
 2014年6月 当社取締役、現在に至る
 2016年3月 東洋ゴム工業株式会社（現TOYO TIRE株式会社）社外監査役

杉田 伸樹（すぎた のぶき）

1977年4月 経済企画庁採用（総合計画局計画課）
 1995年6月 経済企画庁長官官房企画課広報室長
 2001年7月 岐阜県理事（岐阜県産業経済振興センター理事長）
 2005年8月 外務省大臣官房審議官（経済協力局担当、国際協力局担当）
 2009年8月 名古屋大学経済学部教授
 2012年9月 国土交通省政策統括官（政策評価、物流政策担当）
 2013年6月 内閣府経済社会総合研究所長
 2014年4月 法政大学政策創造研究科教授
 2015年4月 立命館大学経済学部教授
 2017年6月 当社取締役、現在に至る
 2020年4月 立命館大学経済学部特別任用教授、現在に至る

山添 茂（やまぞえ しげる）

1978年4月 丸紅株式会社入社
 2006年4月 同社執行役員
 2009年4月 同社常務執行役員
 2010年6月 同社取締役常務執行役員
 2012年4月 同社取締役専務執行役員
 2015年4月 同社取締役副社長執行役員
 2018年4月 同社取締役副会長
 2018年6月 同社副会長
 2018年6月 当社取締役、現在に至る
 2019年4月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役、現在に至る
 2020年4月 丸紅パワー&インフラシステムズ株式会社会長、現在に至る

本新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項を付するか否か、その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）及び取得がなされる日までに上記特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち上記特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

独立委員会の規定の概要

- 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

⑤ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めています。

ロ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めています。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款で定めています。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することで、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 グローバル事業本部長兼 北米担当兼 東アジア担当	内山 高一	1951年7月16日生	1976年4月 1978年12月 1981年12月 1989年11月 1992年6月 2000年6月 2002年6月 2003年8月 2005年7月 2010年4月 2016年4月 2016年10月 2019年4月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役会長 当社代表取締役社長(現任) 株式会社ウチヤマ・インター ナショナル 代表取締役社長 (現任) 当社執行役員社長(現任) 当社グローバル事業本部長(現任) 当社東アジア担当兼務(現任) 当社国内事業本部長 当社北米担当兼務(現任)	(注)3	331
代表取締役副社長 国内事業本部長兼 グローバル事業本部 副事業本部長兼 グローバルオペレ ーション本部長兼 中国担当	岡田 隆夫	1954年2月4日生	1976年4月 2007年4月 2009年4月 2012年4月 2012年4月 2012年6月 2015年1月 2015年10月 2016年4月 2016年4月 2020年4月 2020年6月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社専務執行役員 当社国内事業本部副事業本部長 当社取締役 当社グローバルオペレーション本 部副本部長 当社中国担当兼務(現任) 当社子会社富士達電梯配件(上海) 有限公司総経理兼務 当社グローバル事業本部副事業本 部長兼グローバルオペレーション 本部長兼務(現任) 当社執行役員副社長兼国内事業本 部長兼務(現任) 当社代表取締役副社長(現任)	(注)3	22
取締役 財務本部長	加藤 義一	1954年5月9日生	1977年4月 2011年4月 2012年4月 2012年6月 2012年6月 2013年4月 2017年4月 2017年6月	当社入社 当社執行役員、財務本部副本部長 当社財務本部長(現任) 当社子会社フジテック アメリカ INC. 取締役兼務(現任) 当社子会社富士達股份有限公司 董事兼務(現任) 当社常務執行役員 当社専務執行役員(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	11
取締役 商品開発本部長	浅野 隆史	1954年3月11日生	1977年4月 2012年4月 2012年10月 2013年4月 2013年10月 2017年4月 2017年6月	当社入社 当社執行役員、当社子会社 フジテック アメリカ INC. 副社長 当社商品開発本部長(現任) 当社常務執行役員 当社子会社 上海富士達電梯研発 有限公司総経理兼務(現任) 当社専務執行役員(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	8

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	佐伯 照道	1942年12月28日生	1968年4月 1973年7月 2002年4月 2004年4月 2005年10月 2006年6月 2009年6月 2010年6月 2012年6月 2014年6月 2016年3月	弁護士登録（大阪弁護士会） 八代・佐伯・西垣法律事務所 （現北浜法律事務所・外国法共同 事業）設立、パートナー弁護士 （現任） 大阪弁護士会会長、日本弁護士連 合会副会長、近畿弁護士連合会理 事長 国立大学法人京都大学監事 大阪府入札監視委員会委員長 グローリー株式会社取締役 当社監査役 岩井コスモホールディングス 株式会社社外取締役（現任） ワタベウエディング株式会社 社外監査役（現任） 当社取締役（現任） 東洋ゴム工業株式会社（現TOYO TIRE株式会社）社外監査役	(注) 3	5
取締役	杉田 伸樹	1954年8月9日生	1977年4月 1995年6月 2001年7月 2005年8月 2009年8月 2012年9月 2013年6月 2014年4月 2015年4月 2017年6月 2020年4月	経済企画庁採用 （総合計画局計画課） 経済企画庁長官官房企画課 広報室長 岐阜県理事（岐阜県産業経済振興 センター理事長） 外務省大臣官房審議官（経済協力 局担当、国際協力局担当） 名古屋大学経済学部教授 国土交通省政策統括官（政策評 価、物流政策担当） 内閣府経済社会総合研究所長 法政大学政策創造研究科教授 立命館大学経済学部教授 当社取締役（現任） 立命館大学経済学部特別任用教授 （現任）	(注) 3	1
取締役	山添 茂	1955年8月11日生	1978年4月 2006年4月 2009年4月 2010年6月 2012年4月 2015年4月 2018年4月 2018年6月 2018年6月 2019年4月 2020年4月	丸紅株式会社入社 同社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社取締役副社長執行役員 同社取締役副会長 同社副会長 当社取締役（現任） みずほキャピタルパートナーズ 株式会社社外監査役（現任） 丸紅パワー&インフラシステムズ 株式会社社長（現任）	(注) 3	1
取締役	遠藤 邦夫	1957年8月23日生	1981年4月 2006年4月 2007年4月 2010年11月 2013年6月 2017年6月 2019年6月	本田技研工業株式会社入社 同社事業管理本部財務部長 同社事業管理本部経理部長 アメリカンホンダファイナンス・ コーポレーション取締役社長 兼ホンダカナダファイナンス・ インコーポレーテッド取締役社長 本田技研工業株式会社監査役 （常勤） 同 退任 当社取締役（現任）	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	山平 恵子	1960年11月30日生	1983年4月 2010年4月 2011年6月 2012年6月 2013年6月 2015年6月 2017年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月	クボタハウス株式会社（現サンヨーホームズ株式会社）入社 三洋ホームズ株式会社（現サンヨーホームズ株式会社）執行役員 同社取締役常務執行役員 三洋リフォーム株式会社（現サンヨーリフォーム株式会社）取締役兼務 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員兼サンアドバンス株式会社取締役兼サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長 上新電機株式会社顧問 同社社外取締役（現任） 当社取締役（現任）	(注) 3	0
監査役 (常勤)	石川 賢一	1962年5月5日生	1985年4月 2004年3月 2005年12月 2007年6月 2010年10月 2013年7月 2014年6月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 同行池袋支店営業第二部長 同行コンシューマーバンキング部スポーツ振興投票室室長 株式会社りそなホールディングス商品企画部長 株式会社りそな銀行コンシューマーバンキング部長 同行東京営業第三部長 同行業務サポート室アドバイザー 当社監査役（現任）	(注) 4	2
監査役 (常勤)	宇都宮 靖雄	1952年2月6日生	1976年3月 1976年4月 2002年3月 2002年4月 2011年4月 2012年6月 2016年4月 2020年4月 2020年6月	九州大学法学部卒業 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 同社退社 当社入社 当社執行役員総務本部長 当社子会社フジテックマイスター株式会社取締役（現任） 当社常務執行役員 当社参与 当社監査役（現任）	(注) 4	17
監査役	池田 辰夫	1952年1月6日生	1978年4月 1982年3月 1992年11月 1995年2月 2004年4月 2005年11月 2016年6月	神戸地方裁判所判事補 大阪大学法学部助教授 同学法学部教授 九州大学大学院博士（法学） 大阪大学大学院高等司法研究科教授 弁護士登録（現任） 北浜法律事務所オブカウンセル（現任） 当社監査役（現任）	(注) 4	0

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	平光 聡	1967年5月14日生	1989年9月 1990年3月 1990年4月 1993年11月 2003年9月 2005年4月 2012年6月 2014年11月 2019年6月	公認会計士第二次試験合格 同志社大学商学部卒業 株式会社東海銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行）入行 公認会計士第三次試験合格 中央監査法人入所 中野正信公認会計士事務所入所 税理士登録 税理士法人TAS社員 株式会社あらた社外監査役 （現任） 税理士法人TAS代表社員（現任） 当社監査役（現任）	(注) 4	0
計						404

- (注) 1 取締役 佐伯 照道、杉田 伸樹、山添 茂、遠藤 邦夫および山平 恵子は、社外取締役であります。
- 2 監査役 石川 賢一、池田 辰夫および平光 聡は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役 石川 賢一の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時まで、監査役 平光 聡の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時まで、監査役 宇都宮 靖雄および池田 辰夫の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 取締役および監査役の所有する当社株式の数には、2020年3月31日現在の当社役員持株会における本人の持分が含まれています。
- 6 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の意思決定の迅速化、経営の効率化、また、能力主義による人材の登用のため、執行役員制度を導入しています。

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役5名、社外監査役3名であります。

イ 社外取締役および社外監査役と当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係

社外取締役 佐伯照道氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託しています。なお、同氏は、当社取引先であるワタベウエディング株式会社の社外監査役であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借の取引関係があります。

社外取締役 杉田伸樹氏は、当社取引先である学校法人立命館が運営する立命館大学の特別任用教授であり、同法人が単独で出資する事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があります。

社外取締役 山添茂氏は、丸紅パワー&インフラシステムズ株式会社の会長であり、同社の親会社である丸紅株式会社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借等の取引関係があります。

社外取締役 山平恵子氏は、当社取引先である上新電機株式会社の社外取締役であり、当社は同社の株式24千株を所有しています。また、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および事務用品購入等の取引関係があります。

社外監査役 石川賢一氏は、当社の株主、金融取引先である株式会社りそな銀行に勤務され、2014年6月23日に同行を退行されておりますが、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は同行の親会社である株式会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同行および同ホールディングスの重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および借入の取引関係があります。

社外監査役 池田辰夫氏は、北浜法律事務所のオブカウンセルであり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託しています。

ロ 社外取締役および社外監査役が当社の企業統治において果たす役割および機能ならびに社外取締役および社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

社外取締役においては、企業経営等に関わる豊富な経験と見識をもって、客観的見地から、当社の経営に有益な助言、提言をいただき、また、社外監査役においては、法務、財務、会計等に関わる豊富な経験と見識等を当社の監査に活かし、客観的・専門的見地から、適切な監査を遂行いただきたいと考えております。

なお、社外取締役 佐伯照道氏、杉田伸樹氏、山添茂氏、遠藤邦夫氏および山平恵子氏、ならびに社外監査役 石川賢一氏、池田辰夫氏および平光聡氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

ハ 社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針

当社は、取締役会において独立役員に説明のうえ、その了解、推薦または同意をもって、次のいずれの事項にも該当しない人物を独立役員とし、あるいは、次の(b)から(h)までの事項のいずれかに該当する人物といえども、その人格、識見等に照らして独立役員にふさわしいと判断する理由があるときは、取締役会の決議をもって、その理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立役員とします。

- (a) 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人（あるいは、過去10年間に同役職に就いていた者）
- (b) ①議決権所有割合10%以上の株主または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近5年間に同役職に就いていた者）
②当社が議決権所有割合10%以上の株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人

- (c) ①当社の取引において、当社の現事業年度の1年間当たり、当社の連結総売上高の2%以上の当社に対する支払いがある取引先（あるいは、当社の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
 - ②当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の1年間当たり、当該相手先の連結総売上高の2%以上の当社または当社子会社からの支払いがある取引先（あるいは、当該相手先の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
 - ③上記①または②の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
 - (d) 当社または当社の子会社から、過去3年間の平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人
 - (e) 当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
 - (f) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近3年間に同役職に就いていた者）
 - (g) ①当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員（あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者）
 - ②上記①に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者）
 - ③上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社から過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
 - (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者が配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者
 - (i) 当社の一般株主全体との間で上記(a)から(h)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
- ③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外監査役は、下記「(3) 監査の状況、②内部監査の状況、ロ. 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびに内部統制部門との関係」に記載のとおり、内部監査および会計監査との相互連携を図っています。

また、社外取締役には、経営および国内外事業の推進に関する重要案件を審議する「グローバル経営会議」、 「執行役員会議」の議事、結果を報告し、また、社外監査役には、監査情報の共有のために常勤監査役・会計監査人・内部監査室間で行われる連絡会議の議事を報告するなど、社外取締役および社外監査役の監督または監査に必要な当社およびグループ会社の情報を提供して、サポート、連携を図っています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

イ. 組織・人員

当社の監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち3名が社外監査役です。

常勤・社外監査役 石川賢一氏は、長年にわたって金融機関の要職に携わり、培われた財務、会計の経験と見識を有しています。

常勤監査役 宇都宮靖雄氏は、当社の子会社経営のほか、執行役員として総務・人事・法務等経営管理などの経験を経て培われた知見を有しています。

社外監査役 池田辰夫氏は、長年にわたって大学教授、弁護士等に携わり、培われた知見を有しています。

社外監査役 平光聡氏は、公認会計士、税理士として培われた豊富な経験と高い見識を有しています。

監査役及び監査役会の職務を補助する専任組織として監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人1名が専従しており、監査機能の充実に努めています。監査役室については、その独立性を担保するために監査役直轄とし、補助すべき使用人は当社グループの業務執行にかかるいかなる職務の兼務も行っておりません。

ロ. 監査役会の活動状況

a. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に合わせて開催される他、必要に応じて随時開催されます。

なお、当事業年度は合計8回開催し、監査役の出席率は100%でした。

<各監査役の監査役会への出席状況>

役職名	氏名	開催回数	出席回数
監査役（常勤）	井上 治男	8回	8回（出席率 100%）
監査役（常勤）	石川 賢一	8回	8回（出席率 100%）
監査役	池田 辰夫	8回	8回（出席率 100%）
監査役	平光 聡	6回（注）	6回（出席率 100%）

（注）平光聡氏は、2019年6月21日開催の第72期定時株主総会に選任された後の監査役会への出席回数を記載しています。

監査役全員による代表取締役社長との会談を開催し、監査上の課題に関する意見の交換や情報交換を行うとともに、必要に応じて執行部門を兼務する取締役や海外子会社の経営に携わる執行役員との間でも意見交換や情報交換を実施しました。

また、独立社外取締役との間では、取締役会終了後定期的に「独立社外取締役・監査役会 情報交換会」を開催し、相互の連携に向けた取り組みを行っています。

b. 監査役会の主な検討事項

当期における重点課題として、1. 取締役会等における意思決定に至るプロセス及び決定内容の適法性、適正性等の監視および検証、2. 内部統制システムの運用状況、コンプライアンス遵守態勢、リスク管理体制の相当性の確認、コーポレートガバナンス・コードや改正内閣府令への対応状況の確認および検証、3. 財務報告および情報保存管理、業務の適正性・効率性確保の監査の有効性の観点から、財務本部その他の関連部門および各委員会の活動状況の調査・モニタリング、会計監査人の会計監査報告の相当性判断とKAM（監査上の主要な検討事項）にかかる協議の活性化、主要な事業所への往査・モニタリングおよび子会社に対するモニタリングの強化に取り組みました。

ハ. 監査役監査の状況

監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、取締役の職務執行について、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況を監視・検証するなどして、主として適法性の観点から監査を行っています。

監査役は、監査役会において決議された監査基準、監査方針、監査計画等に基づいて監査を実施しています。

常勤監査役は、監査計画に基づき複数箇所の国内主要事業所の業務及び財産の状況を調査するとともに、必要に応じて随時各部門から業務の執行状況を聴取しています。

また、常勤監査役は、取締役会以外にも、グループ経営上の重要事項を審議するために四半期毎に開催される「グローバル経営会議」に陪席し、グループ各社の経営状況や経営課題を中心に、グループ全体の経営状況の把握に努めました。

ニ. 会計監査人および内部監査室との連携

会計監査人からは、期初に監査計画の説明を受け、期中は定期的に四半期報告や職務の執行状況等について聴取し、期末には監査結果の報告や監査品質にかかる説明を受けています。

常勤監査役は、日頃から、会計監査人や内部監査室と随時情報交換や意見交換を行うなどコミュニケーションの強化に努めるとともに、緊密な連携を図っています。

内部監査室および会計監査人との間では、定期的に「三様監査連絡会」を開催し、監査役全員の出席のもと被監査部門に対する監査情報を共有し、監査の実効性の向上を図っています。

「三様監査連絡会」においては、内部監査室より国内外の事業所監査、J-SOX監査にかかる状況等について報告を受けるとともに、会計監査人からは国内外の事業所への往査結果のほか、職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じてそれぞれに説明を求めました。

また、会計監査人が実施する海外連結子会社を含む当社グループへの会計監査のうち、重要なものについて報告を受け、会計監査人との間で意見交換を行いました。

② 内部監査の状況

イ. 組織・人員等の状況

内部統制システムの実効性を高めるため、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査委員から構成される内部監査室において、取締役会決議をもって定める「内部監査基本規程」に基づき、各年度の監査計画等を策定し、グループ会社のリスク調査と評価を主体とした内部監査を実施しています。

ロ. 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびに内部統制部門との関係

監査役、会計監査人、内部監査室は、年度毎の監査方針および監査計画の策定などに対して定期的に連絡会議（三様監査連絡会）を実施することで、被監査部門に対する監査情報を共有し、有効な監査を行うための活動を実施しています。

なお、内部監査の結果報告は、取締役会に報告するほか、監査役会、内部統制部門に報告しています。内部統制部門は、内部監査室、会計監査人等と交流しながら、内部統制の水準向上に向けた活動を展開し、その取り組み計画や状況を社外取締役、社外監査役が参加する取締役会へ半期毎に報告しています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2010年度以降

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、原則として連続して7会計期間を超えて監査業務に関与していません。

なお、筆頭業務執行社員については連続して5会計期間を超えて監査業務に関与していません。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員業務執行社員 森内 茂之

指定有限責任社員業務執行社員 古田 賢司

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者10名、その他6名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会では、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、「会計監査人の評価及び選定の基準」を定めています。

会計監査人の再任、解任、不再任および選任の決定にあたっては、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に基づき、かつ、「会計監査人の評価及び選定の基準」に従って、監査計画の内容および監査の実施体制、監査報酬見積等の妥当性、海外に事業展開する当社グループに対応できる見識の有無、さらには品質管理体制や独立性、専門性、監査実績など様々な要素を、監査役会で総合的に評価検討し、会計監査人の選解任・不再任議案の内容を決定しています。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会では、「会計監査人の評価及び選定の基準」に基づき、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、会計監査人に対する業務執行部門（財務本部、内部監査室等）の評価を確認するなど、総合的に会計監査人の評価を行っています。

また、会計監査人の太陽有限責任監査法人から「職務の遂行が適正行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査役会において検討を行った結果、太陽有限責任監査法人の職務執行に問題はないものと評価しています。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	30	—	30	—
連結子会社	—	—	—	—
計	30	—	30	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（グラント・ソントン）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	8	0	8	0
計	8	0	8	0

c. 監査報酬の決定方針

当社は、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりません。

なお、監査報酬につきましては、監査内容および日数などにより適切な報酬額を検討し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役の報酬等の額およびその算定方法の決定に関する方針

(業績連動報酬に係る指標および当該指標の選択理由、業績連動報酬の額の決定方法)

取締役(社外取締役を除く。)の報酬等については、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために業績連動型の報酬体系を採用し、短・中期的な業績向上意欲を高めるために、各事業年度の営業利益を指標とし、その達成度に応じて前事業年度の額を加減算して賞与の支給総額を算定します。また、持続的な業績向上意欲を高めるために、株式報酬としてストックオプションの発行を行うこととし、各事業年度の営業利益の目標を超える業績に達した場合にあっては、その達成度に応じて、発行価額の総額を算定します。

2014年3月期乃至2020年3月期(当事業年度)の各事業年度の営業利益の目標および実績、ならびに、業績連動型報酬の対象となる取締役の員数および報酬等の総額は、下表のとおりです。

営業利益(百万円)				業績連動型報酬の対象となる取締役の員数(名)		業績連動型報酬の対象となる取締役の報酬等の総額(百万円)			
事業年度	目標	実績	達成度	事業年度	員数	基本報酬	賞与	ストックオプション	計
2018年度(第72期)	5,800	5,206	89.8%	2019年度(第73期)	4	163	67	—	231
2017年度(第71期)	5,700	5,728	100.5%	2018年度(第72期)	4	156	67	—	224
2016年度(第70期)	5,200	5,445	104.7%	2017年度(第71期)	5	144	67	—	212
2015年度(第69期)	5,400	5,199	96.3%	2016年度(第70期)	4	130	73	—	204
2014年度(第68期)	4,800	5,149	107.3%	2015年度(第69期)	4	142	81	4	229
2013年度(第67期)	3,600	4,605	127.9%	2014年度(第68期)	4	142	73	19	235
2012年度(第66期)	2,500	3,447	137.9%	2013年度(第67期)	4	145	55	36	236

なお、個別の取締役(社外取締役を除く。)の基本報酬および(業績連動型報酬の対象となる)賞与については、国内外事業ほか担当業務、その貢献度等に応じて、前事業年度の基本報酬および賞与の額を加減算して配分することとし、また、社外取締役にあっては、他社例等を参酌して定める額に、経験、知見、活動状況等を勘案してその額を決定します。また、取締役(社外取締役を除く。)の基本報酬について、その一定額を役員持株会に拠出することとしています(*)。

(* 業績連動報酬とそれ以外の報酬の支給割合の決定方針、役員報酬等の額・算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めているものではありません。)

(取締役の報酬等の額・算定方法の決定に関する方針の決定権限者の氏名・名称、その権限の内容・裁量の範囲)

取締役報酬等の額・算定方法の決定については、取締役会で審議のうえ、これらの決定方針を決定します(※i)。なお、個別の取締役の報酬等の額については、当該取締役会の決議により、代表取締役社長 内山高一に対し、株主総会の決議(※ii)による報酬等の年額以内で、かつ、取締役会の決定した方針に沿って、これを決定するよう委任しています。

ロ. 監査役の報酬等の額およびその算定方法の決定に関する方針、ならびに、その決定権限者の氏名・名称および権限の内容・裁量の範囲

監査役の報酬等については、株主総会の決議(※ii)による報酬等の年額以内で、監査役の協議をもって、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等の状況等に応じてその額を算出、決定しています。

※ i. 役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

上記のイおよびロに掲げる事項のほか役員の報酬等の額・算定方法の決定に関し、社外役員の適切な助言、関与が得られるよう、取締役の報酬等にあつては社外取締役の全員が出席する取締役会において審議のうえ決定し、また、監査役の報酬等にあつては社外監査役の全員が出席する監査役会において監査役の協議をもって決定しています。直近では、2019年6月21日開催の取締役会および監査役会において、これらの審議および協議が行われ、上記のイおよびロのとおり決定しました（*）。

なお、役員報酬等の額・算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会はありません。

（* 当該取締役会に出席する取締役9名のうち5名（過半数）は社外取締役であり、また、当該監査役会に出席する監査役4名のうち3名（過半数）は社外監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役の各氏は当社「独立役員選任基準」による独立役員であります。）

※ ii. 役員報酬等に関する株主総会の決議の年月日

取締役および監査役の報酬は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役が年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない。）監査役が年額60百万円以内と決議されています。また、社外取締役を除く取締役については、2013年6月25日開催の第66期定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプションとして年額100百万円以内で新株予約権を発行することが決議されています。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	231	163	67	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	15	15	—	—	1
社外役員	65	65	—	—	9

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として取得した株式を純投資目的である投資株式とし、その他目的をもって取得した株式を純投資目的以外の目的である投資株式とします。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

取引先企業等との取引関係の維持・強化により、当社の持続的な成長と中長期的企業価値の向上に資すると合理的に判断する場合に、当該企業等が発行する株式を取得、保有することとしています。

(保有の合理性を検証する方法)

毎年定期的に、保有に伴うメリット、リスク、資本コストとのバランス等を具体的に精査のうえ、その全部または一部の保有の継続または処分による縮減を検討、判断しています。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

保有先との取引状況や経済合理性等に基づき、個別の銘柄ごとに保有の適否を検証しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	112
非上場株式以外の株式	39	6,344

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	4	301	取引関係の維持、強化による取得、および取引先持株会を通じた取得のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	153

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）1 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱クボタ	770,000	770,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	1,063	1,231		
住友不動産㈱	308,000	308,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	811	1,412		
澁澤倉庫㈱	280,200	280,200	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	567	471		
㈱大気社	143,000	143,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	447	481		
㈱西島製作所	488,000	488,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	372	470		
戸田建設㈱	474,000	—	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため (株式数が増加した理由) (注) 2	有
	298	—		
小野薬品工業㈱	110,500	110,500	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	274	239		
㈱内田洋行	74,200	74,200	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	261	241		
富士電機㈱	100,000	100,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	244	314		
サッポロホールディングス㈱	122,200	122,200	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	243	295		
積水樹脂㈱	106,500	106,500	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	211	207		
福山通運㈱	52,935	52,935	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	204	225		
京阪神ビルディング㈱	107,000	107,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	142	115		
㈱淀川製鋼所	77,800	77,800	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	137	159		
三精テクノロジーズ㈱	191,500	191,500	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	112	293		
㈱きんでん	60,000	60,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	95	110		
㈱みずほフィナンシャルグループ	689,260	689,260	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	無 (注) 4
	85	118		
㈱りそなホールディングス	258,100	258,100	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	無 (注) 4
	83	123		
㈱三菱UFJフィナンシャルグループ	204,000	204,000	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	無 (注) 4
	82	112		
㈱滋賀銀行	29,400	29,400	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	有
	75	77		
㈱ダイヘン	24,600	24,600	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	71	69		
㈱テーオーシー	118,500	118,500	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	69	90		
東洋テック㈱	68,900	68,900	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	64	79		
エイチ・ツー・オー リテイリング㈱	71,190	71,190	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	無
	56	109		
上新電機㈱	24,000	24,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	無
	49	61		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ダイビル(株)	55,000	55,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	49	57		
サンワテクノス(株)	50,040	50,040	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	40	43		
イオンディライト(株)	6,637	6,256	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため (株式数が増加した理由) (注) 3	無
	21	26		
第一生命ホールディングス(株)	16,600	16,600	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	無 (注) 4
	21	25		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	6,500	6,500	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	無 (注) 4
	20	25		
(株)浅沼組	4,461	4,363	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため (株式数が増加した理由) (注) 3	有
	16	10		
(株)共立メンテナンス	4,032	4,032	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	有
	9	22		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	3,600	3,600	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	無 (注) 4
	9	13		
ナカバヤシ(株)	15,000	15,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	無
	8	8		
野村ホールディングス(株)	17,300	17,300	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	無
	7	6		
(株)関西みらいフィナンシャルグループ	9,120	9,120	(保有目的) 金融取引関係の維持、強化のため	無
	3	7		
南海辰村建設(株)	10,000	10,000	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	無
	2	4		
(株)長谷工エコーポレーション	1,200	1,200	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	無
	1	1		
(株)プロスペクト	48,655	43,282	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため (株式数が増加した理由) (注) 3	無
	1	0		
(株)ビックカメラ	—	138,300	(保有目的) 昇降機の受注、資機材の受給などの取引関係の維持、強化のため	無
	—	160		

- (注) 1 定量的な保有効果の記載は困難であるため、記載を省略しています。
2 取引関係の維持、強化による取得により、株式数が増加しています。
3 発行会社の取引先持株会を通じた取得により、株式数が増加しています。
4 発行会社の子会社は、当社の株式を保有しています。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務会計基準機構および監査法人等が主催する研修会への参加ならびに会計専門書の定期購読を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	52,244	57,024
受取手形及び売掛金	54,680	61,626
商品及び製品	5,891	5,571
仕掛品	6,168	5,457
原材料及び貯蔵品	9,232	8,291
その他	5,003	5,053
貸倒引当金	△2,039	△2,142
流動資産合計	131,181	140,884
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 35,276	※1 35,326
減価償却累計額	△14,761	△15,567
建物及び構築物（純額）	20,514	19,758
機械装置及び運搬具	※1 12,274	※1 12,127
減価償却累計額	△8,573	△8,724
機械装置及び運搬具（純額）	3,700	3,403
工具、器具及び備品	7,562	7,766
減価償却累計額	△5,481	△5,533
工具、器具及び備品（純額）	2,081	2,232
土地	※1 6,920	※1 6,909
リース資産	429	974
減価償却累計額	△95	△279
リース資産（純額）	333	694
建設仮勘定	397	1,190
有形固定資産合計	33,948	34,188
無形固定資産		
のれん	213	115
その他	3,661	3,524
無形固定資産合計	3,874	3,640
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 8,796	※2 7,172
長期貸付金	2	1
退職給付に係る資産	472	—
繰延税金資産	3,389	4,705
その他	※2 3,136	※2 3,102
貸倒引当金	△113	△112
投資その他の資産合計	15,684	14,868
固定資産合計	53,508	52,697
資産合計	184,690	193,581

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,010	14,938
電子記録債務	5,386	5,373
短期借入金	※1 3,298	3,990
1年内返済予定の長期借入金	256	217
未払法人税等	1,849	2,178
賞与引当金	2,513	3,124
役員賞与引当金	81	88
工事損失引当金	4,695	5,206
完成工事補償引当金	758	1,164
前受金	21,176	23,417
その他	10,215	10,383
流動負債合計	66,241	70,083
固定負債		
長期借入金	221	—
繰延税金負債	66	55
退職給付に係る負債	3,781	4,076
資産除去債務	22	23
長期末払金	181	180
その他	251	447
固定負債合計	4,525	4,783
負債合計	70,767	74,866
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,533	12,533
資本剰余金	14,569	14,571
利益剰余金	96,087	102,355
自己株式	△10,631	△10,401
株主資本合計	112,559	119,059
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,200	1,194
繰延ヘッジ損益	△0	△16
為替換算調整勘定	△11,000	△11,935
退職給付に係る調整累計額	△951	△1,387
その他の包括利益累計額合計	△9,752	△12,145
新株予約権	40	40
非支配株主持分	11,075	11,760
純資産合計	113,923	118,714
負債純資産合計	184,690	193,581

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	170,759	181,232
売上原価	※2, ※6 134,792	※2, ※6 141,009
売上総利益	35,966	40,223
販売費及び一般管理費	※1, ※2 25,653	※1, ※2 26,847
営業利益	10,313	13,375
営業外収益		
受取利息	1,113	1,350
受取配当金	187	187
受取賃貸料	156	148
為替差益	206	—
雑収入	212	144
営業外収益合計	1,876	1,831
営業外費用		
支払利息	144	173
為替差損	—	138
訴訟関連費用	1	80
雑損失	122	131
営業外費用合計	267	524
経常利益	11,922	14,682
特別利益		
固定資産売却益	※3 23	※3 190
投資有価証券売却益	810	126
補助金収入	57	52
特別利益合計	891	369
特別損失		
固定資産売却損	※4 1	※4 7
固定資産除却損	※5 121	※5 90
投資有価証券売却損	0	—
関係会社株式評価損	—	439
関係会社出資金評価損	—	21
事務所移転費用	165	—
特別損失合計	289	558
税金等調整前当期純利益	12,524	14,493
法人税、住民税及び事業税	2,869	3,746
法人税等調整額	△328	△759
法人税等合計	2,540	2,987
当期純利益	9,983	11,505
非支配株主に帰属する当期純利益	763	1,589
親会社株主に帰属する当期純利益	9,220	9,916

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	9,983	11,505
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,015	△1,005
繰延ヘッジ損益	30	△18
為替換算調整勘定	△3,433	△1,254
退職給付に係る調整額	△7	△435
その他の包括利益合計	※1,※2 △4,425	※1,※2 △2,715
包括利益	5,557	8,790
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,504	7,524
非支配株主に係る包括利益	53	1,266

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,533	14,568	94,381	△15,083	106,401
会計方針の変更による累積的影響額			9		9
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,533	14,568	94,391	△15,083	106,411
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
剰余金の配当			△3,242		△3,242
連結範囲の変動			6		6
親会社株主に帰属する当期純利益			9,220		9,220
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△4	168	163
自己株式の消却			△4,283	4,283	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	1,695	4,452	6,148
当期末残高	12,533	14,569	96,087	△10,631	112,559

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	3,215	△26	△8,281	△943	△6,036	61	11,396	111,822
会計方針の変更による累積的影響額								9
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,215	△26	△8,281	△943	△6,036	61	11,396	111,831
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								0
剰余金の配当								△3,242
連結範囲の変動								6
親会社株主に帰属する当期純利益								9,220
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								163
自己株式の消却								—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,015	25	△2,718	△7	△3,715	△20	△320	△4,057
当期変動額合計	△1,015	25	△2,718	△7	△3,715	△20	△320	2,091
当期末残高	2,200	△0	△11,000	△951	△9,752	40	11,075	113,923

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,533	14,569	96,087	△10,631	112,559
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,533	14,569	96,087	△10,631	112,559
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
剰余金の配当			△3,648		△3,648
連結範囲の変動					—
親会社株主に帰属する当期純利益			9,916		9,916
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				230	230
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	1	6,268	229	6,499
当期末残高	12,533	14,571	102,355	△10,401	119,059

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,200	△0	△11,000	△951	△9,752	40	11,075	113,923
会計方針の変更による累積的影響額								—
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,200	△0	△11,000	△951	△9,752	40	11,075	113,923
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								1
剰余金の配当								△3,648
連結範囲の変動								—
親会社株主に帰属する当期純利益								9,916
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								230
自己株式の消却								—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,005	△15	△935	△435	△2,392	—	684	△1,708
当期変動額合計	△1,005	△15	△935	△435	△2,392	—	684	4,791
当期末残高	1,194	△16	△11,935	△1,387	△12,145	40	11,760	118,714

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,524	14,493
減価償却費	3,055	3,131
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	57	165
賞与引当金の増減額 (△は減少)	75	637
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,410	521
受取利息及び受取配当金	△1,300	△1,538
支払利息	144	173
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,540	△8,236
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△699	1,190
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,793	△568
投資有価証券売却損益 (△は益)	△809	△126
前受金の増減額 (△は減少)	1,028	3,068
有形固定資産除売却損益 (△は益)	99	△92
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	230	214
その他	763	1,458
小計	12,009	14,491
法人税等の支払額	△2,420	△3,413
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,589	11,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△14,325	△16,040
定期預金の払戻による収入	13,097	13,396
有形固定資産の取得による支出	△2,848	△2,562
有形固定資産の売却による収入	31	210
投資有価証券の取得による支出	△1	△401
投資有価証券の売却による収入	991	419
無形固定資産の取得による支出	△183	△207
貸付金の回収による収入	156	410
利息及び配当金の受取額	1,198	1,383
その他	△275	△948
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,160	△4,341
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△75	726
長期借入れによる収入	227	—
長期借入金の返済による支出	△747	△253
自己株式の取得による支出	△0	△0
利息の支払額	△86	△102
配当金の支払額	△3,241	△3,647
非支配株主への配当金の支払額	△358	△571
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△3	△7
その他	87	55
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,198	△3,800
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,371	△657
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,858	2,278
現金及び現金同等物の期首残高	24,043	25,902
現金及び現金同等物の期末残高	※1 25,902	※1 28,181

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(イ)連結子会社の数 18社

主要な連結子会社名は、第1「企業の概況」の4「関係会社の状況」に記載しているため、省略しています。

(ロ)主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

フジテック アルゼンチーナ S.A. (アルゼンチン)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2 持分法の適用に関する事項

(イ)持分法適用の非連結子会社数 1社

(ロ)持分法適用の関連会社数 1社

(ハ)持分法を適用していない非連結子会社(フジテック アルゼンチーナ S.A. 他)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、すべて12月31日であります。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4 会計方針に関する事項

(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

非連結子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価基準

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価基準

② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法または総平均法による原価基準

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用していますが、一部の在外連結子会社は定額法を採用しています。

ただし、当社では、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

工具、器具及び備品 2～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
なお、一部の在外子会社については、IFRSに基づき財務諸表を作成していますが、「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度よりIFRS第16号（リース）を適用しています。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しています。

(ハ)重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ④ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
- ⑤ 完成工事補償引当金
完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。

(ニ)退職給付に係る会計処理の方法

- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した金額を計上しています。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。
なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(ホ)重要な収益及び費用の計上基準

- 完成工事高および完成工事原価の計上基準
- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ② その他の工事
工事完成基準

(へ)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しています。

なお、在外子会社等の決算日から連結決算日までの間に為替相場に重要な変動があった場合には、在外子会社等の貸借対照表項目を連結決算日の為替相場で円貨に換算しています。

(ト)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジによっています。一部の連結子会社の為替予約取引については、ヘッジ会計を適用しておりません。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引、預金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を各社財務部門にて行っており、ヘッジ対象に係る金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

(チ)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っています。

(リ)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(ヌ)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

当社グループのIFRS適用子会社（早期適用子会社を除く）は、当連結会計年度より、IFRS第16号（リース）を適用しています。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しています。当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定です。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定です。

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

(1) 取引の概要

当社は「フジテック社員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を、2013年9月25日に設定しました。当該信託は2013年9月から6年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。なお、2019年11月8日をもって当該信託は終了しています。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度末230百万円、213千株です。なお、当連結会計年度末においては、信託が終了しているため残存する自社の株式はありません。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末31百万円です。なお、当連結会計年度末においては、信託が終了しているため計上された借入金はありません。

（会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、感染拡大の収束時期を予想することは困難であります。翌連結会計年度の後半から徐々に収束に向かうとの前提により、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	2,320百万円	2,179百万円
機械装置及び運搬具	75 "	116 "
土地	261 "	251 "
計	2,657 "	2,547 "

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	36百万円	一百万円

※2 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,155百万円	715百万円
投資その他の資産「その他」 (出資金)	690 "	691 "

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当	9,629百万円	9,601百万円
賞与引当金繰入額	1,310 "	1,393 "
役員賞与引当金繰入額	81 "	88 "
退職給付費用	539 "	539 "
貸倒引当金繰入額	176 "	392 "

※2 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	2,425百万円	2,208百万円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
機械装置及び運搬具	22百万円	3百万円
工具、器具及び備品	0 "	0 "
土地	— "	175 "
リース資産	— "	10 "
計	23 "	190 "

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
機械装置及び運搬具	1百万円	2百万円
工具、器具及び備品	0 "	1 "
リース資産	— "	3 "
無形固定資産の資産「その他」	0 "	— "
計	1 "	7 "

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	68百万円	14百万円
機械装置及び運搬具	12 "	18 "
工具、器具及び備品	12 "	15 "
リース資産	— "	41 "
建設仮勘定	1 "	— "
無形固定資産の資産「その他」	26 "	— "
計	121 "	90 "

※6 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	6,128百万円	7,355百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△613	△1,330
組替調整額	△809	△126
計	△1,423	△1,457
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	29	△18
組替調整額	0	△0
計	30	△18
為替換算調整勘定		
当期発生額	△3,433	△1,254
組替調整額	—	—
計	△3,433	△1,254
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△272	△753
組替調整額	261	157
計	△11	△595
税効果調整前合計	△4,837	△3,326
税効果額	411	611
その他の包括利益合計	△4,425	△2,715

※2 その他の包括利益に係る税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
税効果調整前	△1,423	△1,457
税効果額	407	452
税効果調整後	△1,015	△1,005
繰延ヘッジ損益		
税効果調整前	30	△18
税効果額	—	—
税効果調整後	30	△18
為替換算調整勘定		
税効果調整前	△3,433	△1,254
税効果額	—	—
税効果調整後	△3,433	△1,254
退職給付に係る調整額		
税効果調整前	△11	△595
税効果額	3	159
税効果調整後	△7	△435
その他の包括利益合計		
税効果調整前	△4,837	△3,326
税効果額	411	611
税効果調整後	△4,425	△2,715

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	93,767	—	3,700	90,067

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりです。

自己株式の消却による減少

3,700千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	13,053	0	3,855	9,198

(注) 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数は、単元未満株式の買取りによる215千株、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式213千株および自己株式取得による8,769千株です。

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加

0千株

従業員持株会支援信託E S O Pによる当社従業員持株会への売却による減少

132千株

自己株式の消却による減少

3,700千株

新株予約権の行使による減少

22千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
フジテック株式会社	2013年11月8日取締役会決議分ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	21
フジテック株式会社	2014年8月7日取締役会決議分ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	16
フジテック株式会社	2015年8月7日取締役会決議分ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
合計			—	—	—	—	40

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日定時株主総会	普通株式	1,621	20.00	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月9日取締役会	普通株式	1,621	20.00	2018年9月30日	2018年12月3日

(注) 1 2018年6月22日定時株主総会決議の配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金6百万円を含めています。また、1株当たり配当額には創業70周年記念配当5円が含まれています。

2 2018年11月9日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金5百万円を含めています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,027	25.00	2019年3月31日	2019年6月24日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金5百万円を含めています。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	90,067	—	—	90,067

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	9,198	0	213	8,985

(注) 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数は、単元未満株式の買取りによる216千株および自己株式取得による8,769千株です。

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加	0千株
従業員持株会支援信託E S O Pによる当社従業員持株会への売却による減少	73千株
従業員持株会支援信託E S O Pより市場への売却による減少	139千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
フジテック株式会社	2013年11月8日 取締役会決議分 ストックオプションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	21
フジテック株式会社	2014年8月7日 取締役会決議分 ストックオプションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	16
フジテック株式会社	2015年8月7日 取締役会決議分 ストックオプションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	2
合計			—	—	—	—	40

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,027	25.00	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	1,621	20.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 1 2019年6月21日定時株主総会決議の配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金5百万円を含めています。

2 2019年11月8日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金2百万円を含めています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,432	30.00	2020年3月31日	2020年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	52,244百万円	57,024百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	△26,342 "	△28,843 "
現金及び現金同等物	25,902 "	28,181 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務所建物（建物及び構築物）、業務用車両（機械装置及び運搬具）、生産設備（機械装置及び運搬具）および事務所什器（工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4（ロ）「重要な減価償却資産の減価償却の方法」

③リース資産に記載の通りです。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	917百万円	1,333百万円
1年超	1,736 "	2,795 "
合計	2,653 "	4,128 "

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に昇降機・電気輸送機の生産、販売、据付、保守事業を行うための設備投資資金を内部資金または借入により調達しています。一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を内部資金または短期の借入により調達しています。デリバティブは、為替または金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。連結子会社においても、同様の管理を行っています。また、当社グループがグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて金利スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨預金に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。デリバティブ取引に関して、当社グループは、リスクヘッジを目的とした取引を各社財務部門において行っており、その結果は、当社財務本部および財務担当役員に報告されています。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4(ト)「重要なヘッジ会計の方法」に記載しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。（（注2）参照）

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	52,244	52,244	—
(2) 受取手形及び売掛金 （貸倒引当金控除前）	54,680	52,733	△1,946
(3) 投資有価証券 その他有価証券	7,528	7,528	—
(4) 長期貸付金	2	2	△0
資産 計	114,456	112,509	△1,946
(1) 支払手形及び買掛金	16,010	16,010	—
(2) 電子記録債務	5,386	5,386	—
(3) 短期借入金	3,298	3,298	—
(4) 長期借入金（※1）	478	469	△8
(5) リース債務（※2）	339	337	△1
負債 計	25,513	25,503	△9
デリバティブ取引（※3） ヘッジ会計が適用されていないもの	31	31	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	—
デリバティブ取引 計	30	30	—

（※1）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めています。

（※2）流動負債のその他と固定負債のその他に含まれているリース債務を合算して表示しています。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	57,024	57,024	—
(2) 受取手形及び売掛金 （貸倒引当金控除前）	61,626	59,812	△1,814
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,344	6,344	—
(4) 長期貸付金	1	1	△0
資産 計	124,996	123,181	△1,814
(1) 支払手形及び買掛金	14,938	14,938	—
(2) 電子記録債務	5,373	5,373	—
(3) 短期借入金	3,990	3,990	—
(4) 長期借入金（※1）	217	217	—
(5) リース債務（※2）	693	687	△6
負債 計	25,214	25,207	△6
デリバティブ取引（※3） ヘッジ会計が適用されていないもの	9	9	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(19)	(19)	—
デリバティブ取引 計	(9)	(9)	—

（※1）長期借入金は全額1年内返済予定の長期借入金です。

（※2）流動負債のその他と固定負債のその他に含まれているリース債務を合算して表示しています。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

(表示方法の変更)

「リース債務」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より新たに注記の対象としています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率等により割り引いた現在価値によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務および(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。なお、当連結会計年度末の長期借入金については、全額1年内返済予定の長期借入金のため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) リース債務

リース債務については、元利息の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額 (百万円)

区 分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券		
その他有価証券		
非上場株式	112	112
関係会社株式	1,155	715

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	52,244	—	—	—
受取手形及び売掛金	50,710	3,100	869	—
長期貸付金	0	2	—	—
合計	102,955	3,103	869	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	57,024	—	—	—
受取手形及び売掛金	57,684	3,235	706	—
長期貸付金	0	0	—	—
合計	114,709	3,236	706	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	3,298	—	—	—
長期借入金	256	221	—	—
リース債務	88	220	30	—
合計	3,643	442	30	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	3,990	—	—	—
長期借入金	217	—	—	—
リース債務	247	420	26	—
合計	4,454	420	26	—

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度および当連結会計年度
該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度および当連結会計年度
該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,585	3,373	3,212
	小計	6,585	3,373	3,212
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	942	997	△54
	小計	942	997	△54
合計		7,528	4,370	3,157

(注) 非上場株式および関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。これらの連結貸借対照表計上額については、「注記事項（金融商品関係）（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額」に記載のとおりです。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,669	2,395	2,273
	小計	4,669	2,395	2,273
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,675	2,248	△573
	小計	1,675	2,248	△573
合計		6,344	4,644	1,699

(注) 非上場株式および関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。これらの連結貸借対照表計上額については、「注記事項（金融商品関係）（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額」に記載のとおりです。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,056	810	—
その他	99	—	0
合計	1,155	810	0

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	153	126	—
その他	100	0	—
合計	254	126	—

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関係会社株式について439百万円の減損処理を行っています。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	5,105	1,318	31	31
合 計		5,105	1,318	31	31

(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

2 上記の為替予約取引は、外貨預金の為替変動リスクをヘッジするために締結したものです。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	1,581	272	9	9
合 計		1,581	272	9	9

(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

2 上記の為替予約取引は、外貨預金の為替変動リスクをヘッジするために締結したものです。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建	外貨建予定取引			
	米ドル		627	—	4
	人民元		400	63	△4
合 計			1,027	63	△0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建	外貨建予定取引			
	米ドル		519	121	△7
	人民元		1,645	105	△11
合 計			2,165	226	△19

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

このうち、当社は、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を採用しており、連結子会社は、主として、退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しています。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しています。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	14,101百万円	14,390百万円
勤務費用	939 "	1,183 "
利息費用	37 "	68 "
数理計算上の差異の発生額	223 "	127 "
退職給付の支払額	△905 "	△860 "
その他	△5 "	1,052 "
退職給付債務の期末残高	14,390 "	15,961 "

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	12,063百万円	12,206百万円
期待運用収益	241 "	244 "
数理計算上の差異の発生額	△48 "	△549 "
事業主からの拠出額	502 "	507 "
退職給付の支払額	△551 "	△464 "
年金資産の期末残高	12,206 "	11,943 "

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,115百万円	1,124百万円
退職給付費用	185 "	33 "
退職給付の支払額	△94 "	△6 "
その他	△81 "	△1,093 "
退職給付に係る負債の期末残高	1,124 "	58 "

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,733百万円	12,001百万円
年金資産	△12,206 "	△11,943 "
	△472 "	58 "
非積立型制度の退職給付債務	3,781 "	4,018 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,309 "	4,076 "
退職給付に係る負債	3,781 "	4,076 "
退職給付に係る資産	△472 "	— "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,309 "	4,076 "

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	939百万円	1,183百万円
利息費用	37 "	68 "
期待運用収益	△241 "	△244 "
数理計算上の差異の費用処理額	259 "	153 "
過去勤務費用の費用処理額	2 "	2 "
簡便法で計算した退職給付費用	185 "	33 "
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182 "	1,196 "

- (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	2百万円	2百万円
数理計算上の差異	△13 "	△597 "
合計	△11 "	△595 "

- (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	4百万円	2百万円
未認識数理計算上の差異	1,366 "	1,964 "
合計	1,371 "	1,967 "

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	52%	60%
株式	26 "	17 "
一般勘定	10 "	10 "
その他	12 "	13 "
合計	100 "	100 "

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.2%	0.2%
長期期待運用収益率	2.0 "	2.0 "

3 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度90百万円、当連結会計年度94百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	付与対象者の区分及び人数	株式の種類及び付与数	付与日	権利確定条件	対象勤務期間	権利行使期間
2013年11月8日	社外取締役除く 当社取締役4名	普通株式 36,000株	2013年11月25日	付されてお りません	定めはあり ません	2013年11月26日～ 2043年11月25日
2014年8月7日	社外取締役除く 当社取締役4名	普通株式 24,000株	2014年8月25日	付されてお りません	定めはあり ません	2014年8月26日～ 2044年8月25日
2015年8月7日	社外取締役除く 当社取締役4名	普通株式 7,000株	2015年8月25日	付されてお りません	定めはあり ません	2015年8月26日～ 2045年8月25日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

①ストック・オプションの数

決議年月日	権利確定前 (株)					権利確定後 (株)				
	前連結会計年度末	付与	失効	権利確定	未確定残	前連結会計年度末	権利確定	権利行使	失効	未行使残
2013年11月8日	—	—	—	—	—	36,000	—	15,000	—	21,000
2014年8月7日	—	—	—	—	—	24,000	—	4,000	—	20,000
2015年8月7日	—	—	—	—	—	7,000	—	3,000	—	4,000

②単価情報

決議年月日	権利行使価格 (円)	行使時平均株価 (円)	付与日における 公正な評価単価 (円)
2013年11月8日	1	—	1,016
2014年8月7日	1	—	815
2015年8月7日	1	—	696

2 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

3 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件がないため、全て確定としています。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	2,483百万円	2,247百万円
退職給付に係る負債	865 "	1,076 "
賞与引当金	575 "	576 "
工事損失引当金	1,160 "	1,009 "
貸倒引当金	548 "	559 "
その他	1,555 "	1,742 "
繰延税金資産小計	7,188 "	7,212 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△2,202 "	△1,300 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△487 "	△517 "
評価性引当額小計(注)1	△2,689 "	△1,818 "
繰延税金資産合計	4,498 "	5,393 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△957 "	△505 "
子会社受取配当金	△38 "	△45 "
その他	△179 "	△192 "
繰延税金負債合計	△1,175 "	△743 "
繰延税金資産純額	3,323 "	4,649 "

(注) 1. 評価性引当額が870百万円減少しています。この減少の主な内容は、連結子会社フジテック アメリカ INC.において将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分が増加したことによるものです。

2. 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	47	46	55	118	50	2,164	2,483百万円
評価性引当額	△47	△46	△55	△118	△50	△1,883	△2,202 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	281	281 "

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	83	49	76	92	69	1,876	2,247百万円
評価性引当額	△83	△49	△76	△92	△69	△929	△1,300 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	947	947 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等損金不算入	0.29 "	0.29 "
評価性引当金	△5.57 "	△3.61 "
住民税均等割	1.01 "	0.88 "
連結子会社の当期純損失額	0.64 "	△1.07 "
外国子会社との税率差異	△5.65 "	△6.07 "
税率変更差異	0.16 "	— "
その他	△1.21 "	△0.43 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.29 "	20.61 "

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主にエレベータ、エスカレータ等の生産・販売・据付・保守を行っており、国内においては当社が、海外においては東アジア（中国、香港、台湾、韓国）、南アジア（主にシンガポール）、北米・欧州（米国、カナダ、英国）の各地域を、それぞれ独立した現地法人が担当しており、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業を展開しています。

したがって、当社グループは、生産・販売・据付・保守の一貫体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「東アジア」、「南アジア」、「北米・欧州」の4つを報告セグメントとしています。

当連結会計年度より、従来の報告セグメント「北米」と「欧州」は、「欧州」の量的な重要性が乏しくなったため、「北米・欧州」に集約して記載する方法に変更しています。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分により作成しており、「3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前連結会計年度に記載しています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益および振替高は市場実勢価格に基づいています。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	連結財務諸 表計上額 (注2)
	日本	東アジア	南アジア	北米・欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	69,431	60,801	16,553	23,972	170,759	—	170,759
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,053	8,506	18	73	11,652	△11,652	—
計	72,485	69,308	16,572	24,045	182,411	△11,652	170,759
セグメント利益	5,206	2,269	1,851	893	10,220	92	10,313
セグメント資産	85,430	90,652	18,198	12,155	206,436	△21,746	184,690
その他の項目							
減価償却費	1,775	946	141	191	3,055	—	3,055
のれんの償却額	—	—	—	97	97	—	97
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,160	576	304	50	3,092	—	3,092

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額92百万円は、セグメント間の取引消去0百万円およびたな卸資産の調整額92百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額△21,746百万円は、セグメント間の取引消去△21,613百万円およびたな卸資産の調整額△133百万円であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注1)	連結財務諸 表計上額 (注2)
	日本	東アジア	南アジア	北米・欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	72,583	66,867	16,379	25,402	181,232	—	181,232
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,168	7,881	0	40	10,091	△10,091	—
計	74,751	74,748	16,379	25,443	191,323	△10,091	181,232
セグメント利益	4,891	5,297	2,135	1,045	13,370	5	13,375
セグメント資産	87,064	94,606	20,908	13,984	216,563	△22,981	193,581
その他の項目							
減価償却費	1,866	876	230	157	3,131	—	3,131
のれんの償却額	—	—	—	95	95	—	95
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,392	468	456	209	3,526	—	3,526

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額5百万円は、セグメント間の取引消去△0百万円およびたな卸資産の調整額5百万円であります。
 - (2) セグメント資産の調整額△22,981百万円は、セグメント間の取引消去△22,854百万円およびたな卸資産の調整額△126百万円であります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、昇降機・電気輸送機の生産・販売・据付・保守を主な事業としており、エレベータ・エスカレータ等の昇降機市場において、これらの機器の新設から保守までを一体として提供しており、当該事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	東アジア	南アジア	北南米・その他	合計
69,050	56,614	17,715	27,379	170,759

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	東アジア	南アジア	北米・欧州	合計
23,204	9,072	1,145	525	33,948

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、昇降機・電気輸送機の生産・販売・据付・保守を主な事業としており、エレベータ・エスカレータ等の昇降機市場において、これらの機器の新設から保守までを一体として提供しており、当該事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	東アジア	南アジア	北南米・その他	合計
72,519	64,160	17,290	27,260	181,232

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において独立掲記していた「その他」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「北南米・その他」に集約して記載する方法に変更しています。

この結果、前連結会計年度の「北南米」24,713百万円、「その他」2,665百万円は、「北南米・その他」27,379百万円として組み替えています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	東アジア	南アジア	北米・欧州	合計
23,719	8,524	1,354	590	34,188

(表示方法の変更)

前連結会計年度において独立掲記していた「欧州」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「北米・欧州」に集約して記載する方法に変更しています。

この結果、前連結会計年度の「北米」525百万円、「欧州」0百万円は、「北米・欧州」525百万円として組み替えています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度および当連結会計年度

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	日本	東アジア	南アジア	北米・欧州	全社・消去	合計
当期末残高	—	—	—	213	—	213

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	日本	東アジア	南アジア	北米・欧州	全社・消去	合計
当期末残高	—	—	—	115	—	115

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において独立掲記していた「欧州」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「北米・欧州」に集約して記載する方法に変更しています。

この結果、前連結会計年度の「北米」213百万円、「欧州」一百万円は、「北米・欧州」213百万円として組み替えています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度および当連結会計年度

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社	㈱ウチヤマ・インターナショナル(注)2	大阪府茨木市	50	不動産の賃貸、売買および有価証券への投資、運用	(被所有)直接 6.22	不動産の賃借 役員の兼任	建物の賃貸借(注)5	5	敷金	1
	高輪FTインベストメント合同会社(注)3	東京都中央区	2	不動産の賃貸及び管理	—	不動産の賃借	建物の賃貸借(注)5	161	—	—
	サント㈱(注)4	大阪市北区	10	不動産の賃貸、売買および有価証券への投資、運用	(被所有)直接 1.10	不動産の賃借	建物の賃貸借(注)5	48	敷金	45

(注) 1 取引金額には消費税等を含めておりません。

2 当社の代表取締役社長 内山高一およびその近親者が議決権の100%を直接所有しています。

3 株式会社ウチヤマ・インターナショナルの100%子会社です。

同社は当連結会計年度に清算し、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引を記載しています。

4 当社の代表取締役社長 内山高一の近親者が議決権の90%を直接所有しています。

5 取引条件および取引条件の決定方針等

賃借料については、近隣の取引価格を参考にして決定しています。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社	㈱ウチヤマ・インターナショナル(注)2	大阪府茨木市	50	不動産の賃貸、売買および有価証券への投資、運用	(被所有)直接 6.22	不動産の賃借 役員の兼任	建物の賃貸借(注)4	5	敷金	1
	サント㈱(注)3	大阪市北区	10	不動産の賃貸、売買および有価証券への投資、運用	(被所有)直接 1.31	不動産の賃借	建物の賃貸借(注)4	48	敷金	45

(注) 1 取引金額には消費税等を含めておりません。

2 当社の代表取締役社長 内山高一およびその近親者が議決権の100%を直接所有しています。

3 当社の代表取締役社長 内山高一の近親者が議決権の90%を直接所有しています。

4 取引条件および取引条件の決定方針等

賃借料については、近隣の取引価格を参考にして決定しています。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度および当連結会計年度

記載すべき事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,271円28銭	1,318円59銭
1株当たり当期純利益金額	114円14銭	122円46銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	114円07銭	122円40銭

(注) 1 1株当たり情報の算定上の基礎となる期末の普通株式の数および普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式（前連結会計年度末213,500株、当連結会計年度末一株）を含めています。なお、当該信託として保有する当社株式の期中平均株式数は、前連結会計年度において282,680株、当連結会計年度において104,399株です。

2 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,220	9,916
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,220	9,916
普通株式の期中平均株式数 (千株)	80,782	80,977
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	50	44
(うち新株予約権) (千株)	(50)	(44)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	—

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	113,923	118,714
純資産の部の合計額から 控除する金額 (百万円)	11,116	11,800
(うち新株予約権) (百万円)	(40)	(40)
(うち非支配株主持分) (百万円)	(11,075)	(11,760)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	102,807	106,913
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式数 (千株)	80,868	81,081

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,298	3,990	1.86	—
1年以内に返済予定の長期借入金	256	217	3.94	—
1年以内に返済予定のリース債務	88	247	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	221	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	250	446	—	2029年10月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	4,116	4,901	—	—

(注) 1 「平均利率」は、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2 リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	181	128	66	42

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により、記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	39,169	85,859	134,463	181,232
税金等調整前 四半期(当期) (百万円)	2,348	6,989	11,131	14,493
純利益金額				
親会社株主に帰属 する四半期(当 期)純利益金額 (百万円)	1,707	4,587	7,297	9,916
1株当たり 四半期(当期) (円)	21.11	56.71	90.16	122.46
純利益金額				

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	21.11	35.60	33.44	32.30

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,539	2,694
受取手形	3,338	2,628
売掛金	※1 18,333	※1 19,596
商品及び製品	821	753
仕掛品	137	254
原材料及び貯蔵品	3,007	2,702
前払費用	259	305
短期貸付金	※1 599	※1 1,176
未収入金	※1 205	※1 40
その他	※1 109	※1 165
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	29,349	30,313
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,947	12,691
構築物	319	302
機械及び装置	1,597	1,506
車両運搬具	7	3
工具、器具及び備品	1,384	1,471
土地	6,704	6,703
リース資産	6	4
建設仮勘定	284	1,082
有形固定資産合計	23,251	23,766
無形固定資産		
ソフトウェア	524	502
施設利用権	408	408
無形固定資産合計	933	911

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	7,640	6,457
関係会社株式	9,975	11,266
関係会社出資金	9,238	9,230
長期貸付金	※1 1,110	※1 871
破産更生債権等	0	1
長期前払費用	114	84
前払年金費用	953	923
繰延税金資産	1,154	1,462
敷金	1,210	1,384
保険積立金	191	165
その他	465	386
貸倒引当金	△113	△112
投資その他の資産合計	31,943	32,120
固定資産合計	56,127	56,797
資産合計	85,477	87,110
負債の部		
流動負債		
支払手形	277	255
買掛金	※1 2,413	※1 2,037
電子記録債務	5,386	5,373
短期借入金	1,866	2,048
1年内返済予定の長期借入金	253	217
未払金	※1 3,249	※1 3,533
未払費用	273	287
未払法人税等	881	957
前受金	1,499	2,365
預り金	※1 455	※1 347
賞与引当金	1,878	1,882
役員賞与引当金	81	88
工事損失引当金	3,298	2,848
完成工事補償引当金	142	64
設備関係支払手形	4	3
その他	※1 523	※1 343
流動負債合計	22,485	22,654
固定負債		
長期借入金	※1 1,109	※1 870
長期未払金	179	179
退職給付引当金	1,696	1,724
資産除去債務	22	23
その他	5	3
固定負債合計	3,013	2,801
負債合計	25,499	25,455

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,533	12,533
資本剰余金		
資本準備金	14,565	14,565
資本剰余金合計	14,565	14,565
利益剰余金		
利益準備金	1,337	1,337
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	25	47
配当準備積立金	900	900
研究開発積立金	800	800
別途積立金	3,500	3,500
繰越利益剰余金	34,707	37,137
利益剰余金合計	41,269	43,722
自己株式	△10,631	△10,401
株主資本合計	57,737	60,420
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,200	1,194
評価・換算差額等合計	2,200	1,194
新株予約権	40	40
純資産合計	59,978	61,655
負債純資産合計	85,477	87,110

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	※1 72,485	※1 74,751
売上原価	※1 52,369	※1 54,653
売上総利益	20,116	20,098
販売費及び一般管理費	※2 14,909	※2 15,206
営業利益	5,206	4,891
営業外収益		
受取利息	※1 56	※1 80
受取配当金	※1 2,659	※1 2,932
為替差益	65	—
雑収入	※1 126	※1 112
営業外収益合計	2,908	3,125
営業外費用		
支払利息	※1 37	※1 48
為替差損	—	67
貸倒引当金繰入額	1	—
和解金	—	35
訴訟関連費用	1	—
雑損失	※1 38	26
営業外費用合計	78	177
経常利益	8,035	7,839
特別利益		
固定資産売却益	※3 0	※3 177
投資有価証券売却益	810	126
補助金収入	57	52
特別利益合計	868	356
特別損失		
固定資産売却損	—	※4 0
固定資産除却損	※5 41	※5 30
投資有価証券売却損	0	—
関係会社株式評価損	—	439
関係会社出資金評価損	—	21
事務所移転費用	165	—
特別損失合計	208	492
税引前当期純利益	8,695	7,704
法人税、住民税及び事業税	1,285	1,458
法人税等調整額	466	143
法人税等合計	1,752	1,602
当期純利益	6,943	6,101

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					固定資産 圧縮積立金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,533	14,565	14,565	1,337	—	900	800	3,500	35,319	41,856	
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立					25				△25	—	
剰余金の配当									△3,242	△3,242	
当期純利益									6,943	6,943	
自己株式の取得											
自己株式の処分									△4	△4	
自己株式の消却									△4,283	△4,283	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	25	—	—	—	△612	△587	
当期末残高	12,533	14,565	14,565	1,337	25	900	800	3,500	34,707	41,269	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△15,083	53,872	3,215	3,215	61	57,149
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△3,242				△3,242
当期純利益		6,943				6,943
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	168	163				163
自己株式の消却	4,283	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,015	△1,015	△20	△1,035
当期変動額合計	4,452	3,864	△1,015	△1,015	△20	2,828
当期末残高	△10,631	57,737	2,200	2,200	40	59,978

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	12,533	14,565	14,565	1,337	25	900	800	3,500	34,707	41,269
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					22				△22	—
剰余金の配当									△3,648	△3,648
当期純利益									6,101	6,101
自己株式の取得										
自己株式の処分										
自己株式の消却										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	22	—	—	—	2,430	2,453
当期末残高	12,533	14,565	14,565	1,337	47	900	800	3,500	37,137	43,722

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△10,631	57,737	2,200	2,200	40	59,978
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△3,648				△3,648
当期純利益		6,101				6,101
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	230	230				230
自己株式の消却		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,005	△1,005	—	△1,005
当期変動額合計	229	2,683	△1,005	△1,005	—	1,677
当期末残高	△10,401	60,420	1,194	1,194	40	61,655

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価基準

その他有価証券

- ・時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの…移動平均法による原価基準

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法または総平均法による原価基準

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び車両運搬具 2～12年

工具、器具及び備品 2～16年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務については、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

(1) 取引の概要

当社は「フジテック社員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を、2013年9月25日に設定しました。当該信託は2013年9月から6年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。なお、2019年11月8日をもって当該信託は終了しています。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度230百万円、213千株です。なお、当事業年度末においては、信託が終了しているため残存する自社の株式はありません。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度末31百万円です。なお、当事業年度末においては、信託が終了しているため計上された借入金はありません。

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、感染拡大の収束時期を予想することは困難であります。翌事業年度の後半から徐々に収束に向かうとの前提により、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	2,317百万円	2,558百万円
長期金銭債権	1,109 "	870 "
短期金銭債務	440 "	323 "
長期金銭債務	887 "	870 "

2 保証債務

他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(借入金保証)		
フジテック アメリカ INC.	55百万円	54百万円
フジテック コリア CO.,LTD.	588 "	801 "
(その他の支払保証)		
フジテック アメリカ INC.	406 "	320 "
フジテック カナダ INC.	116 "	90 "
計	1,166 "	1,266 "

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引(収入分)	3,389百万円	2,215百万円
営業取引(支出分)	5,490 "	5,016 "
営業取引以外の取引高	2,560 "	2,840 "

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額ならびにおおよその割合は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当	5,691百万円	5,682百万円
賞与引当金繰入額	717 "	684 "
役員賞与引当金繰入額	81 "	88 "
退職給付費用	376 "	346 "
減価償却費	480 "	535 "
販売費に属する費用の割合	65 %	63 %
一般管理費に属する費用の割合	35 "	37 "

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
車両運搬具	一百万円	1百万円
工具、器具及び備品	0 "	— "
土地	— "	175 "
計	0 "	177 "

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
機械及び装置	一百万円	0百万円
計	— "	0 "

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	1百万円	14百万円
構築物	0 "	— "
機械及び装置	6 "	10 "
車両運搬具	0 "	0 "
工具、器具及び備品	4 "	5 "
建設仮勘定	1 "	— "
ソフトウェア	26 "	— "
計	41 "	30 "

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式およびその他の関係会社有価証券は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式、関連会社株式およびその他の関係会社有価証券の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、関連会社株式およびその他の関係会社有価証券の貸借対照表計上額は次の通りです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
子会社株式	9,975	11,266
計	9,975	11,266

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	788百万円	949百万円
退職給付引当金	227 "	245 "
賞与引当金	575 "	576 "
未払事業税	94 "	113 "
貸倒引当金	35 "	35 "
完成工事補償引当金	43 "	19 "
工事損失引当金	1,010 "	872 "
その他	356 "	323 "
繰延税金資産小計	3,131 "	3,135 "
評価性引当額	△1,008 "	△1,146 "
繰延税金資産合計	2,122 "	1,988 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△957 "	△505 "
固定資産圧縮積立金	△11 "	△21 "
繰延税金負債合計	△968 "	△526 "
繰延税金資産純額	1,154 "	1,462 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
受取配当金等益金不算入	△0.20 "	△0.21 "
外国子会社配当金益金不算入	△8.27 "	△10.36 "
交際費等損金不算入	0.23 "	0.32 "
外国子会社配当金源泉所得税	0.06 "	0.21 "
住民税均等割	1.46 "	1.65 "
試験研究費税額控除	△2.95 "	△2.64 "
所得拡大促進税制税額控除	△1.23 "	— "
評価性引当金	0.02 "	1.78 "
その他	0.41 "	△0.57 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.15 "	20.80 "

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産						
建物	12,947	342	14	582	12,691	9,688
構築物	319	22	—	39	302	683
機械及び装置	1,597	217	10	297	1,506	5,105
車両運搬具	7	0	0	4	3	92
工具、器具及び 備品	1,384	844	6	750	1,471	3,714
土地	6,704	—	1	—	6,703	—
リース資産	6	—	—	2	4	10
建設仮勘定	284	1,386	589	—	1,082	—
有形固定資産計	23,251	2,814	623	1,676	23,766	19,294
無形固定資産						
ソフトウェア	524	167	—	189	502	—
施設利用権	408	—	—	0	408	—
無形固定資産計	933	167	—	189	911	—

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりです。

有形固定資産 建物 東京デポエレベータ架台鉄骨 82百万円
 工具、器具及び備品 ニューゴールドメンテ監視ユニット 480 〃

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	115	4	4	115
賞与引当金	1,878	1,882	1,878	1,882
役員賞与引当金	81	88	81	88
工事損失引当金	3,298	4,984	5,434	2,848
完成工事補償引当金	142	102	180	64

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	——
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.fujitec.co.jp/koukoku/
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 「当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。」旨、定款で定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第72期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月24日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及びその添付書類	事業年度 (第72期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月24日 関東財務局長に提出
(3) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類			2019年10月23日 関東財務局長に提出
(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	自2017年4月1日至2018年3月31日の第71期有価証券報告書に係る訂正報告書および確認書		2019年6月24日 関東財務局長に提出
(5) 四半期報告書及び確認書	第73期第1四半期	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月9日 関東財務局長に提出
	第73期第2四半期	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月13日 関東財務局長に提出
	第73期第3四半期	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月13日 関東財務局長に提出
(6) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書		2019年6月25日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フジテック株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、フジテック株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 内 茂 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司 ⑩

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【会社名】	フジテック株式会社
【英訳名】	FUJITEC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内山 高一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	滋賀県彦根市宮田町591番地1 (上記は本社の所在地であり、実際の経理業務は下記で行っております。) (ビッグフィット) 大阪府茨木市庄一丁目28番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) フジテック株式会社 東京本社 (東京都港区白金一丁目17番3号) フジテック株式会社 ビッグフィット (大阪府茨木市庄一丁目28番10号) (注)当社ビッグフィットは、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 内山 高一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社および全連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽の記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【会社名】	フジテック株式会社
【英訳名】	FUJITEC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内山 高一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	滋賀県彦根市宮田町591番地1 (上記は本社の所在地であり、実際の経理業務は下記で行っております。) (ビッグフィット) 大阪府茨木市庄一丁目28番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) フジテック株式会社 東京本社 (東京都港区白金一丁目17番3号) フジテック株式会社 ビッグフィット (大阪府茨木市庄一丁目28番10号) (注) 当社ビッグフィットは、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 内山高一は、当社の第73期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。